

令和 7 年第 4 回基山町議会（定例会）会議録（第 5 日）									
招集年月日		令和 7 年12月 2 日							
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時		開議	令和 7 年12月 8 日				9 時 3 2 分	議 長	末 次 明
及 び 宣 告		散会	令和 7 年12月 8 日				1 4 時 4 2 分	議 長	末 次 明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	工 藤 絵美子		出	8 番	大久保 由美子		出	
	2 番	水 田 志 保		出	9 番	栗 野 久 明		出	
	3 番	中牟田 文 明		出	10番	重 松 一 徳		出	
	4 番	佐々木 教 雄		出	11番	大 山 勝 代		出	
	5 番	中 村 絵 理		出	12番	松 石 信 男		出	
	6 番	天 本 勉		出	13番	末 次 明		出	
7 番		松 石 健 児		出					
会議録署名議員		12番	松 石 信 男			1 番	工 藤 絵美子		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩			(係長) 天 野 拓 也			(書記) 真 崎 静	
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也			こ ども 課 長			山 本 賢 子	
	副 町 長	熊 本 弘 樹			農 林 課 長			大 石 顕	
	教 育 長	柴 田 昌 範			商工観光課長			佐 藤 定 行	
	総 務 課 長	平 野 裕 志			まちづくり課長			井 上 克 哉	
	企画政策課長	亀 山 博 史			定住促進課長			山 田 恵	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜			建 設 課 長			今 泉 雅 己	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏			会 計 管 理 者			寺 崎 博 文	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦			教育学習課長			井 上 信 治	
	健康増進課長	村 上 妙 子			こども課保育園長			舟 木 徳 茂	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二			まちづくり課図書館長			城 本 直 子	
	プラチナ社会政策課長	松 田 美 紀			建 設 課 参 事			酒 井 孝 行	
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議案第28号の訂正請求の件 |
| 日程第 2 | 追加議案上程 提案理由説明
(議案第64号) |
| 日程第 3 | 議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改
正について |
| 日程第 5 | 議案第51号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第53号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第54号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第55号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について |
| 日程第11 | 同意第 4 号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ
とについて |
| 日程第12 | 議案第57号 タブレット端末の取得について |
| 日程第13 | 議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第14 | 議案第59号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第61号 令和 7 年度基山町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第17 | 議案第62号 令和 7 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第18 | 議案第63号 令和 7 年度基山町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第19 | 議案第64号 令和 7 年度基山町一般会計補正予算 (第 7 号) |
| 日程第20 | 委員会付託 |

～午前 9 時32分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る 6 日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 議案第28号の訂正請求の件

○議長（末次 明君）

日程第 1．議案第28号の訂正請求の件を議題とします。

町長から議案第28号の訂正請求がありました。訂正の理由を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。昨日一応 2 キロ走って、その後、創作劇の総練習も無事こなしたんですが、声だけがだんだん出なくなっていますので、大変お聞き苦しいとは思いますが、そのほかは元気でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第28号の訂正請求について説明申し上げます。

議案第28号 第 6 次基山町総合計画基本構想及び基本計画についてでございますが、地方自治法第96条第 2 項の規定による基山町議会の議決すべき知見を定める条例第 2 条の規定により、令和 7 年 6 月に本会議へ上程させていただき、第 6 次基山町総合計画特別委員会に付託され、協議していただいているところでございます。

今回の訂正につきましては、その第 6 次基山町総合計画特別委員会での協議により、基本構想及び基本計画の記載事項の文言や表現について訂正させていただくものでございます。詳細につきましては担当課長より説明いたします。

以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

おはようございます。それでは、令和 7 年議案第28号の訂正請求書について詳細説明をさせていただきます。

6 月議会で配付をさせていただきました、第 6 次基山町総合計画案の冊子にて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

第6次基山町総合計画特別委員会におきまして御意見等いただきました点について、今回訂正をさせていただきました。

冊子、まず2ページ、序論のページで「Kiyamaプライド」の説明を記載するようにという御意見をいただきましたので、町長挨拶での説明に加え、基山町の今を表す強みの冒頭の文章に、「また、これらの強みと基山町への想いや行動に対して誇りや自信をもつていただくことを合わせて「Kiyamaプライド」と呼びます。」を追加しております。

次に、29ページ、はぐくみの重点プロジェクトと施策との関係において、1－3、歴史の2、文化財・文化遺産の周知と活用は子育て世代支援にも関連があるとの御意見がありましたので、丸を追加しております。

次に44ページ、2－3、障がい福祉の2、障がいへの理解・権利擁護の促進で、障がいに対する表現で御意見をいただきましたので、「様々な機会を捉え」を「障がいを理由に偏見や差別を受けることのないよう」に変更しました。

また、障がいのある人の早期発見を行うと誤解が生じるという御意見がありましたので、「と虐待の早期発見に取り組みます。」に変更しております。

次に、46ページ、2－4、人権・男女共同参画・地域共生社会で、まず、SDGsのアイコンの17番を追加しております。あわせて、「男女共同参画社会」の後ろに、「（広くは、ジェンダー平等社会）」を追加しております。

次に、48ページでございます。

2－5、防犯・防災・交通安全で、犯罪の起きにくいではなく、起きないまちづくりを目指すべきではという御意見がありましたので、「犯罪の起きないまちづくり」と変更しております。

次、飛びまして、71ページでございます。

まちの運営のページ、生成AIについての記述をすべきとの御意見がありましたので、4－4、まちの運営の4、デジタルを活用した行政サービスの推進に、「生成AIの活用によって、」を追加しております。

最後に、86ページ、87ページの資料の語句説明の追加変更となります。

コト消費、多世代共創は新規で説明を加えております。また、プラチナ世代の定義につきましては、「65歳以上のこれからも輝き続ける世代のこと」と変更しております。

なお、令和7年議案第28号の訂正請求書の別紙資料としまして、ただいま御説明させてい

ただきました訂正箇所の新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で詳細説明は終わりでございます。よろしく御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

詳細説明が終わりましたので、議案第28号の訂正に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第28号の訂正に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっています議案第28号の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

議案第28号については、既に第6次基山町総合計画特別委員会に付託しております。訂正があった内容で第6次基山町総合計画特別委員会での審査をお願いいたします。

日程第2 追加議案上程 提案理由説明（議案第64号）

○議長（末次 明君）

日程第2．追加議案上程、議案第64号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和7年第4回定例議会に付議いたします追加議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、追加議案として予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第64号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回、補正予算としては増減ありません。一般会計予算総額は、歳入歳出とも、現計予算の100億9,965万5,000円となります。

内容につきましては、町民栄誉賞の表彰に係る事業費を予算計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第64号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第64号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第7号）について詳細説明させていただきます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に増減はございません。予算総額を100億9,965万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳出につきまして、2款．総務費に19万5,000円の増額をお願いし、14款．予備費を19万5,000円減額することで調整を図らせていただいております。

それでは、補正予算の内容につきましては事項別明細書により御説明させていただきます。

事項別明細書2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費、7節．報償費に町民栄誉賞10万円の追加をお願いしております。

次に、10節．需用費に消耗品費9万5,000円の増額をお願いしております。こちらは懸垂幕や花代などに要するものでございます。

3ページをお願いいたします。

14款．予備費でございます。今回、19万5,000円を減額いたしまして調整を図らせていただいております。

なお、追加議案資料の2ページに、基山町町民栄誉賞の受賞者について詳細を掲載してお

りますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次 明君）

詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩します。

～午前9時43分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開いたします。

日程第3 議案第49号

○議長（末次 明君）

日程第3. 議案第49号 基山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

おはようございます。今回、ここの事業については条例の制定ということで、私は所管外なので、お尋ねします。質疑が3回までとなっておりますので、簡潔に質問できればと思っています。

今回資料が出ておりましたよね。1ページだったですかね。その資料の中に、3ポツのところ一般型と余裕活用型ということがございまして、そこでも説明は受けたんですが、基山町の場合の民間並びに公立保育園の中で、この余裕活用型で事業が行える保育園等はあるのでしょうか、まず1点お尋ねします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

令和8年度から始めます乳児等通園支援事業でございますけれども、その中に、乳児等通園支援事業の区分として、一般型と余裕活用型という2つの型がございます。

今、御質問は余裕活用型でできるのかというような御質問だったというふうに思いますけれども、余裕活用型といいますのは、現在あります保育施設の定員の中に余裕がある園、余裕がある施設につきましては、その余っている定員といいますとちょっと語弊があるかもし

れませんけれども、定員の中で、余裕分をこのこども誰でも通園制度に活用できるというものでございます。

基山町の保育施設につきましては、今、本当にたくさんの子どもたちを受け入れていただいております、余裕がある園というのがほとんどございません。定員いっぱいいっぱいに受入れをしていただいているというような、そういう状況でございますので、基山町といたしましては、余裕活用型ではなく、一般型で取り組めないかというところで現在検討をしております。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

そしたら大変なことですね。一般型になると相当いろんな条件が、条例の制定がなっておりますよね。これを、それぞれ民間並びに公立の保育園が、この施設は新たに提供できるのか。そこら辺は、前回の本会議での説明の中では肅々と基山町なりに頑張っていきたいというふうな課長の説明があったような気がいたしますけど、これ自体は、管轄としては基山町のこども課が民間もまとめというか、されていると思いますけど、それをきちんと基山町にある保育園等々に御説明ができて、その受入れ状態を、民間にしても受け入れることへの余裕なりしなければいけないものか、ちょっとそこら辺を御説明ください。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

一般型でこの制度を始めとなりますと、今、議員がおっしゃいましたように、いろいろな施設の基準とか、それから職員配置の基準などが細かく決まっております。というわけで、今現在ある、認可、無認可問わず、保育、教育施設の中で、この一般型でこども誰でも通園制度を始めるといことになると、その施設の中に、こども誰でも通園制度の余裕、定員を受け入れられる余地があるかどうかというようなところも、相談を十分にさせていただかなければならないというふうに思っております。

今の施設の中に、例えば、一時預かりのための部屋ですとか、事務所やホールのどこかに、このこども誰でも通園制度で受け入れられる子どものための場所というのがあるかどうかとか、そういうところを町内の事業者には細かく一つ一つの事業所のほうに確認をしながら、ど

の事業所が取り組んでくださるのかというところは、これから正式に認定などをしていかなければならないというようなことで思っております。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

最後です。とにかく、大変な事業じゃないかなと、資料を読んだ段階では感じましたので、民間並びに公立保育園としても、子どもたち、子育ての親御さんの思いにしっかり沿えるように、事業ができるように取り組んでいただきたいという要望をしておきます。

○議長（末次 明君）

回答はいいですか。（「できますか」と呼ぶ者あり）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

令和8年4月から全国的に始まる制度でございますので、基山町といたしましても、この制度に、住民、子どもたちや保護者のニーズに応えられるようにしっかり準備をしてまいりたいと思います。

○議長（末次 明君）

ほかにありませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

いよいよ新しい子育て支援制度が来年度から始まるということで、幾つか質問をいたします。これについては私どもの所管ですが、ちょっと基本的な部分だけですね。

まず1つが、この制度の趣旨と目的、それから、制度の対象者は何人を想定しているのか。それから、一月当たり何時間まで利用できるのか、また延長が可能なのかですね。それから、利用料金ですね、1時間当たり幾らか。また、低所得者世帯への減免はあるのか。

それから、今、大久保議員からちょっと言われたんですが、一般型でこども誰でも通園制度で受入れを基山町はするんじゃないかということですが、その保育施設は具体的にどこがあるのか。

それから、この利用を……

○議長（末次 明君）

松石信男議員、あまり、ちょっと長くなりますと。その辺りの詳細なことは、松石議員の

所管のほうで……

○12番（松石信男君）

一応、基本的に。すみません、あとちょっとです。

保護者の手続、それからこの周知、それからこの一時預かり制度とどう違うのか、簡単にお答えください。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

この制度の趣旨と目的というふうに最初に言われたと思いますけれども、この条例制定の趣旨ということではなくて、制度の中の趣旨ということでお答えをさせていただきたいと思います。

このこども誰でも通園制度ですけれども、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子どもの育ちを応援して、子育て世帯の支援強化を図るというような趣旨でございます。

その目的でございすけれども、子どもにとっては、様々な経験を通じて、社会、情緒的な成長、発達の機会になるということと、親にとりましては、子育て家庭、子育て家族の孤立感や不安感を軽減するということを目的にされております。

次に、制度の対象の人数は何人を想定しているかというようなことだったと思いますけれども、令和7年3月に策定しましたこども計画というものがございすけれども、この計画を立てるために、令和6年度に子ども・子育て支援に係るアンケート調査というのを行いました。その中で、制度開始前ではございすので正確な数字とは言えないかもしれませんが、意向調査をしまして、その調査の結果、1日当たり利用人数を現在のところは1日当たり4人というところで計画をしているところでございす。

それから、一月当たり何時間までというようなお話でしたけれども、これが、時間や料金の話につきましては、令和8年度の公定価格の予算関連の公表というのが国のほうからございすけれども、それが大体例年12月末頃に予定されております。現時点では、法令等で規定されておきませんので、本町といたしましては、国が示すその給付対象となる利用時間内でこの事業を実施したいというふうに予定しておりますけれども、令和7年度、今年度まで補助事業として行われておりましたこの事業につきましては、今までは月10時間までという

ようなことでございましたので、それが大きく変わることはないのではないかというふうに予定、考えているところです。

それと、先ほど言いましたように、料金や減免のことにつきましても、今後、国のほうから示されるというふうになっておりまして、現時点では正確に分かっておりませんけれども、国から示された内容でのまずは運用で本町は考えているところでございます。ちなみに、令和7年度の料金につきましては、1時間当たり300円を目安に保護者から徴収がされておりました。

町内の事業者はどこがあるかというようなことでしたけれども、町内の事業者には、まずはこの設備及び運営に関する基準が交付されてから正式には意向調査をしなければならないと思っておりますけれども、内々にその準備として、この制度の趣旨ですとか、目的を御説明いたしましてお聞きしていますところでは、現在は、一時保育をしていただいておりますたんぽぽこども園や、それからちびはる保育園の基山園、モール商店街にあるところですが、その2園と、あとは基山保育園で実施する。3園では実施ができるというふうに考えているところです。

それとあとは、保護者はどういう手続が必要かということですが、保護者は、乳幼児が基山町の方かどうかというところで認定をまずさせていただくために、認定の申請書というのを町のほうにお出しいただかないといけません。基山町が、基山町に住んでいらっしゃる満6か月以上、満3歳未満の子どもですということで認定をいたしましたら、その子どものIDが発行されることになっております。その発行されましたIDを今後整備されますシステムの中に登録をいただきまして、自分のお子さんの成長の過程ですとか、それからアレルギーとか、そういうのを登録していただきます。登録をしていただいた後、園のほうに利用をしたいですというような申込みをするというような、そういう流れになっておりますので、ちょっとそこはまた今後、規則や要綱などで定めていきたいというふうに考えております。

一時預かりの事業とどういうふうに違うのかということでした。一時預かりは、保護者の立場から、何か用事があるというような必要性に対応するのに対して、このこども誰でも通園制度は、主な目的は子どもの育ちを応援するためのものということで、その事業の目的に違いがございます。

令和8年度から全国の自治体で実施される給付事業ということで始まるようになっておりますので、一時預かり事業は補助事業、こども誰でも通園制度は給付事業というような、制

度的にそのような違いがございます。

以上です。

○議長（末次 明君）

ほかにありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

ちょっと分からない点の説明をお願いいたします。

今、松石信男議員からも質問があって回答を受けたわけですが、一般型でしていきますよというの私は理解できますし、そうだろうというふうに思います。

それから、施設の基準とか、職員の配置、そこでたくさんいろんな問題が出てくるのかなと。たんぽぽ保育園にしても、ちびはる保育園にしてもそうだろうと思いますけれども、設備は、ある程度基準は、例えば、基山の保育園にしても、ホールを利用するとかさっき言われましたけれども、ある程度カバーできる部分があるかなと。問題は、職員配置にあると。

保育園は、保育士資格を持っている人が当たるというのでこの基準なんですね。それとはまた違って補助、保育の補助。保育士の仕事を軽減して、補助を保育士の資格を持たない人ができる部分でカバーしていくと。それによって、保育士が本来する仕事、業務に専念できるというふうなやり方をしないと、なかなかこの事業はうまくいかないのではないのかなと思って聞いていました。

そこで、ちょっと私も分からないので聞きますけれども、例えば基山保育園にしても、こういうふうな保育の補助を例えば採用しますよというのがあるのかなと。さっきも2園の保育を言われましたけれども、そこでもあるのかなと。これは、小規模保育とかで少しこういう補助事業があって、したとかいうのを私も記憶に少しあるんですがけれども、今実際どうなっているのか、分かればそこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

職員配置の件について御質問でございますけれども、このこども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業でございますけれども、この事業を始めるに当たりましては、それぞれの施設に必要な保育士や保育補助の方とは別に職員が必要ということになっております。1事業所につき、この事業に係る職員が2人を下回ってはいけないというふうになっておりまして、

そのうち半分以上ですので、1人以上は保育士を必ず置いてくださいというようなことになっております。ですので、今現在ある保育園や小規模保育事業所などの保育士も、保育所自体の運営が十分に足りている状況であれば、このこども誰でも通園制度のほうの職員として兼務することは当然可能でございますけれども、こども誰でも通園の子どもの預かる場合には必ず2人体制で職員が必要という、その確保はしてくださいというような内容になっております。

ちなみに、既に補助員として入っているのではないかなというようにお話ですが、今年度、令和7年度から保育体制強化事業ということで、保育士の資格を持たない方で保育の周辺業務をしてくださる方ということで、ほとんどの園が活用をさせていただいております。ですので、そういう方の保育園の園の運営のほうの業務はそういう補助の方にでも活用をしていただきながら、こども誰でも通園制度につきましても、理由があるときには保育士の配置をとということになっていてるところでございます。

○議長（末次 明君）

ほかにございませんか。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

この制度は国の制度で、現場からすれば非常に厳しい内容なんだろうなというふうに、今、聞けば聞くほど思っているんですけども、基山保育園のほうでももちろん実施されていくと思うんですけども、園児数の増加で、現在一時保育の部屋であったりとか、ほかのお部屋も通常の保育室として利用されている部分もあって、ホールとかいう話もありましたけど、ホールというのは子どもたちがいろいろ活動に使う場所でありますので、そこに行った乳児とかをホールで保育をするというのは現実的じゃないなというふうに思っています。

今後受け入れていく中で、想定としても考えられておられると思うんですけども、通常の保育の部屋の中で一緒にという形が一番現実的なんじゃないかなと思っているところです。

もちろん、申込みとかがどれぐらい前までになのかこれから詰めていかれると思うんですけども、急な申込みに関しては保育士の調整がなかなか難しかったりとか、このクラスからこの時間だけは来ていただいてとか、いろんな調整はあると思いますけど、現実的に動けそうな状況に今、基山保育園に関してですね。ほかの園に関してはちょっとまだあれですけども、見えてきているところなのか、ちょっとその辺り少し、ハード面とその辺も含めて

お答えいただければと思います。

○議長（末次 明君）

舟木こども課保育園長。

○こども課保育園長（舟木徳茂君）

来年度からのこども誰でも通園制度の見込みということでお尋ねですけれども、基山保育園としましては今既に一時保育をやっております、職員の配置としましては、一時預かりプラスこども誰でも通園制度で一体的に運営をしていこうと今のところ考えております。ですので、今、一時保育でベテランの保育士を1名配置しておりますけれども、それプラスもう一名配置をいたしまして、来年度は体制を整えていこうと考えております。

部屋につきましては今一時保育室がございますので、ゼロ歳児クラスとかと一緒にいるかもしれませんが、そちらのほうで対応していただこうと考えております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

そうしますと、常時、いつ来られても2名体制というか、一時的な利用も含めて来られても大丈夫な体制を取っていかれるということで理解してよろしいですか。

○議長（末次 明君）

舟木こども課保育園長。

○こども課保育園長（舟木徳茂君）

そのように理解していただいて構わないと思います。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

1つだけお聞かせ願いたいと思います。今のお話の中で出ておりましたけれども、2名体制ということなんですけど、公立保育園の場合はそれでも何とかというふうに思うんですけど、民間保育園、ちびはる保育園と合わせて2園がということでございますけど、そこまでの人件費が確保できるか。今でも保育園の運営というのは決して楽ではないというふうに私は捉まえているんですけど。

この2名、仮に1名は余裕がある。でも、もう一名採用しなければならないと、こういっ

たところに対しての国からの補助なりなんなりという形はもう見えているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

職員の人件費関係についてでございますけれども、まず、職員の配置基準を資料のほうに書いておりますように、年齢ごとに何人当たり何人というような、ゼロ歳児はおおむね3人につき1人などとそのように記載しておりますけれども、その内容につきましては、今現在ある保育所の保育士の配置人数とほとんど変わりません。ですので、こども誰でも通園事業のためには必ず2名を配置しなければならないというような規定の中にも、1人は兼務してもいいというような規定もございまして、実際の保育園での子どもたちの活動と一緒に、先ほど工藤議員がおっしゃいましたように、こども誰でも通園制度で預かった子どもと通常の保育園の子どもと分けて保育するのではなく、一緒になってお預かりして成長を見守るというような、そういう事業でございますので、必ずしもプラスで人数が要ということにはならないような形になっております。すごく複雑なんですけれども。

職員の人件費についてでございますけれども、これは給付事業と申しておりますところが、人件費といいますか、その事業全体の運営費に当たるところでございまして、現在の保育所運営も、施設型給付費というような給付費で子ども1人当たり給付費をその施設に給付するというような形で行っております。

こども誰でも通園制度も給付事業となりますので、子ども一人預かるその時間ごとに保育施設に給付費を給付するというような形になります。その給付の金額につきましては、先ほどから申し上げておりますように現在まだはっきり決まっておりません。12月末頃に、毎年その公定価格というのが示されますので、その後の国からの指示を待っているというような、そういう状況でございます。

○議長（末次 明君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第50号

○議長（末次 明君）

日程第4．議案第50号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書11ページをお開きください。

質疑はありませんか。栗野議員。

○9番（栗野久明君）

まず、議案第50号で質問することになりましたけれども、この後、議案第53号まで同じ公務員法の旅費法の改正に伴う内容だと思っておりますので、代表的なところで質問したいと思います。

まず、見ますと、この法律が昭和25年に初回、法律が制定されているということで、75年ぶりに出された、改正された、それも根本を変えるような改正。途中ではいろいろ改正はあったと思いますけれども、そういったことで上がっております。概略でしますと、実費の費用弁償のほうにシフトしたということで、中身は、今まではある程度定額制とかそういったものを取り入れながらやってきたと思うんですが、まず、国のこの法改正をした本質の部分が分かりましたら、説明願えますでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の国家公務員等の旅費制度の改正につきましては、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減、それを図るため、今回、国家公務員等の旅費に関する法律の改正が行われております。

内容といたしましては、やはり最も経済的な通常の経費、また方法により出張する場合の計算によること。また、近年、宿泊施設の代金の高騰などが取り沙汰されております。それらのほうに対応できるように、出張に要する実費を弁償することに変更するという事で、その内容や計算方法も簡素化することとなっております。

今回、法律の改正を受けて基山町のほうのそれぞれの条例改正を行うようにしております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○ 9 番（栗野久明君）

社会の多様化が進んでいるということで、実情に合わせた費用弁償を行うということで理解しているんですけれども、これに準じて基山町が条例を改正するというものですので、それにのっとっての部分を改正されたと思うんですけれども、非常に民間の場合は——私が民間におった頃、昔は結構、旅費精算は細かいところまで書き入れて精算されとった。これは各企業で違いますから、簡素化している部分もあったでしょうけれども、今までの作業に比べて、この旅費精算に係る事務手数というか、そういったものが簡素化されるのか、複雑になっていくのか、そこら辺はどう見通していますでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の改正によりまして廃止をされる旅費、今まで旅費として計算されていましたが、廃止をされる費目も出てまいります。ということで、旅費の計算に伴う事務等の内容につきましては簡素化をされることを考えております。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○ 9 番（栗野久明君）

これだけコンピューターの社会になっていますので、ある程度打ち込んだらばっと旅費精算ができるような簡素化したシステムを目指してもらいたいと思いますけれども、もう一点だけ質問させてください。

今後の予算額ですね。この旅費に係る予算額が、施行しないとなかなか分からない部分もあるのかもしれませんが、この改正によって宿泊費が場所別によって変わったり、いろんな細かい点の実費のほうでなりますけれども、今までの定額であれば、どこに出張すると言ったら予測がついてできたと思うんですけど、額が上がりそうなのか、それとも縮小するほうなのか、そこら辺は見通しは立っているんでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

改正後の旅費の内容につきまして、宿泊費につきまして、やはりインバウンド等で、ホテ

ル代等上がっていくという状況もございます。今までは定額で1万数百円ということで決まっておりますけれども、今後は実額に応じて支給が可能、上限を決められますけど、実費で計算することになりますので、廃止される費目とどちらが——上がり下がりというのはお答えすることはなかなか難しいですけれども、令和8年4月1日からスタートしてみないと分からないですけど、予算額的にはほぼ変わらない状況になるのではないかと見込んでおるところでございます。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

私も先ほど葉野議員がおっしゃったところが実はちょっと気になっていて、確かに、ここは透明性を図ったりとか、公平性の問題とか、効率化の問題でこういうふうになってきたんだらうと、それは理解しております。ただ、それで交通費の実費というところに関しまして、私も全体的に、この議員のところだけではなく、ほかのところも含めてちょっとお尋ねしたいのは、例えば、団体で動く場合は多分そんなに問題はないであろうと私は思うんですけども、例えば1人や2人とか、そういうところでも出張する場合があるわけで、そうすると、私も以前こういう交通費の精算はたくさんやってきたので、すごい大変なことを分かっているんですが、例えば東京であったとすれば、東京メトロですので、一つの目的地にはどの経路でも行けちゃうんですね。だから、どこからどこまでの距離を算定して実費とするのか、そのところがちゃんと基準が決まっていないと、ちょっとこれは事務处理的にも大変なことになるんじゃないかというのが1つあります。

ですので、そういうところの透明性と、それから反対に効率化ではなくて事務の精算の煩雑化、こういうのが生じてくるやもしれんと、そういうところを危惧しとるんですが、そのところはいかがですか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

旅費の計算方法につきましては、まずは最も経済的な手段で大体出張をしてもらうということしております。どうしても、その経路とか、そこを使わなければならないというような交通手段があれば、そういったところを見ていくこともあると思いますけれども、基本

的には行き先までの最も経済的なところで行ってもらおうということで旅費を計算してまいりますので、そういったところで御理解をいただければと思っております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○５番（中村絵理君）

そのところは是非効率化というか、大変だと思いますけれども、ちょっと頑張っていたきたいところだなと思っております。

もう一つ、町独自として今後何か調整するとか、必要な点とか、そういったのは考えられますか。特に問題はないですか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

計算方法ということでは、ほぼ今までとあまり変わらないとは思っておりますので、今から特別にこれを用意するということでは特に考えてはないところです。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結します。

日程第５ 議案第51号

○議長（末次 明君）

日程第５．議案第51号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書13ページをお開きください。ありませんか。中村議員。

○５番（中村絵理君）

先ほどここもお尋ねしたいと思って、同じような場所があるんですが、ここの6の宿泊手当の中、これは全体に関わってくるところですけど、宿泊を要する際に一夜ごとの定額2,400円を新たに支給をするんだと。「ただし、宿泊料金に朝食や夕食に係る費用が含まれる場合は、定額の1／3又は2／3の額とします。」とあるんですが、この3分の1と3分

の2の違いというのはどういうところにあるんでしょうか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

改正後、一夜につき宿泊手当2,400円を支給するということになります。例えば、宿泊したホテルに朝食つきで宿泊した場合には2,400円の3分の2で1,600円の支給になります。また、朝食と夕食つきで宿泊した場合につきましては、2,400円の3分の1になりまして800円の支給ということになります。

以上です。

○議長（末次 明君）

いいでしょうか。

ほかありませんか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

すみません、所管ですけれども、関連で。

今、中村議員が質問されたところで、議案資料の3ページ。これが都道府県ごとの宿泊費の料金設定になっていると思います。宿泊料金の差額というのはおおむね分かるんですが、福島とか鳥取、山口、一番上段の1万1,000円。これで3分の1、3分の2という基準は分からなくもないんですが、埼玉、東京、京都2万7,000円になっていますよね。これで3分の1、3分の2、朝、晩ついただけで3分の2に……（「違う違う」と呼ぶ者あり）

○議長（末次 明君）

2,400円の3分の1とか。

○7番（松石健児君）

2,400円ですか。

○議長（末次 明君）

はい。

○7番（松石健児君）

じゃ、失礼しました。結構です。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第52号

○議長（末次 明君）

日程第6．議案第52号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書15ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第53号

○議長（末次 明君）

日程第7．議案第53号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書17ページをお開きください。ありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

先ほどの宿泊の資料のところをちょっと出してもらっていいですか。

資料の3ページ、宿泊費の関係で、議員だったり証人等、特別職の場合は最高で2万7,000円ですよ、非常勤職員から職員は最高でも1万9,000円ですよとなっていますね。なかなかそんなに2万7,000円もかかるホテルに宿泊することはないんでしょうけれども、例えば議会で研修に行ったときには、議員だけじゃなくて、それぞれ事務局の職員もついてきますね。同じホテルに泊まるのがやっぱり原則なんですね。その原則が、議員が、例えば2万5,000円のホテルだったとすると、職員は最高でも1万9,000円と。じゃ、その差額の6,000円は誰が負担するのかと。それに随行する職員が負担してくださいというふうになるのか。これは業務の一環ですから、その分についてはこの費用弁償、宿泊費とは別に町の財政から随行する職員に支給しますよというふうになるのかですね。そこもきちっとしておかないと、例えば町長が出張するときにも職員が随行されたりする場合もありましょうし、議員もそういう場合がありますし。職員だけだったらそんなにこれが問題でなることはないかもし

れませんけれども、この辺の扱いはどのようになっていますか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

基本的には、この旅費の条例に規定をされている金額で上限となっておりますので、それにつきましては、一般の職員のほうで、この上限を超えるような宿泊施設に宿泊するという場合においては、その分はちょっと実費までしか支給はされないかと考えております。

すみません、条例の中に一応例外規定を設けておりますので、そういった状況を鑑みて、その時々に応じて、その場合は一応対応することになるかとは思っております。

○議長（末次 明君）

いいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結します。

日程第8 議案第54号

○議長（末次 明君）

日程第8．議案第54号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書23ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第54号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第55号

○議長（末次 明君）

日程第9．議案第55号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。工藤議員。

○1 番（工藤絵美子君）

こちらの条例が改正される分で、母子保健法に規定する健康診査、この健診の結果を乳幼児に対する利用開始時の健康診査に充てることができるということですが、これは保育所に提供する健康診査のどんな内容まで提供するのかとか、そこら辺の様式等は検討されているのかということと、保護者の同意はどういった形で取っていくのかということと、この手続は保護者が手続をするのか。それとも、園と役場、町のほうでそこができるのか、その辺りがちょっと分からなかったのです。そもそもが私は理解できていないかもしれませんが、そこを説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回の条例改正では、母子保健法に基づく健康診査について、保育所に入る場合の入る前の健康診断とか、例えば入った後の健康診断に使えますよというような、そういう改正内容でございます。今までも、児童相談所などに入所する乳児、幼児は開始前の健康診断というのが行われておりまして、その健康診断をあまり例としてはないと思いますけれども、児童養護施設から保育園に通うときに、保育園の入所前の健康診断と同じ健康診断ですので、充ててもいいよというような内容になっておりました。

今回、乳幼児の分の健康診査の分ですが、まずは満1歳6か月、基山町でいうところの1歳6か月児健診といっているところと、それから、満3歳を超え4歳に達しない、3歳児健診というふうにいっているところの部分でございますけれども、その健診を受けていただいて、例えばですが身長、体重などが医師の下で測られると思います。その測った、健康診査をした内容を保育施設の健康診断の一部または全部に充てることができるというような内容でございますので、役場と施設のデータのやり取りというのは一切ございません。保育園に入所されるお子さんをお持ちの保護者様とかが、1歳6か月児健診だと母子手帳の中にその内容が書かれると思いますので、その内容をもって、身長、体重はそこで測ったことにするというような、そのような内容でございますので、役場のほうと保育施設の間で何か保護者の同意をもらってやり取りするというような、そういうものではございません。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1 番（工藤絵美子君）

そうなると、情報のやり取りがないけれども健診を受けたとしてみなすといった場合、園側が子どもの健康状態をきちんと確認ができるのかというところが心配な点ですし、お子さんがその1年間、例えば2歳児クラスに関しても4月生まれから3月生まれまで1年間いますし、健診は2か月に1回ぐらい行われていますけど、いつの段階で受けるかはその子によって随分変わってくるのかなと思います。そうなると、まだ受けていない子がいらっしやったり、もう既に受けていて出せる子もいたりという状況が出てきて、そこら辺が園側がすごく面倒くさいというか、すごく大変になってこないかということと、お子さんが——何て言おうか、どうしたのかな、ちょっと忘れちゃった。また思い出したら3回目と言います。お願いします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

現在までも、保育施設のほうは入所前の段階で、入所してこられるお子さんに対して入所前の健康診断というのをお願いしております。それは、各施設に健診票といいますか、ものがありまして、各園で契約をされている園医がいらっしやると思いますので、そこなどに行かれて、その内容を書いてきていただくというような、そういうことになっておりますので、ちょっとあれかもしれませんけど、ちょうど乳幼児健康診査でそのタイミングが合えば、身長、体重、簡単な項目だけは病院にわざわざ行かなくても、例えば母子手帳のコピーなどで確認ができるというような内容でございますけれども、そのほかのいろいろな内容もございますので、その全部をそれに充てるということはなかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1 番（工藤絵美子君）

だんだん分かってきました。以前からも、入園したら、健診の結果を見せてくださいとか、母子手帳を見せてくださいというのはあったので、恐らくその部分なのかなというふうに把握したところですけど、これというのは幼稚園に関してはどうなってくるのか。管轄が違い文科省管轄になりますので、幼稚園に関してもこういった形で対象になってくるのか。その

辺りが分かればお願いいたします。

○議長（末次 明君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

申し訳ございませんが、今回は児童福祉法の一部を改正する法律ということで、保育事業のほうの改正がございました。幼稚園のほうについては、すみません、私のほうでは今ちょっと把握しておりません。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第55号に対する質疑を終結します。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第10 議案第56号

○議長（末次 明君）

日程第10. 議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書27ページをお開きください。質疑ありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

この都市公園条例の一部改正、それこそ中央公園に図書館を建設するときの流れから大変問題になった部分でもあります。資料が平成25年ぐらいからずっと、建設まで議会でも何度となくこれは議論した中身でもありますし、資料があまりなかったんですけれども、どうにかある部分だけ探してみました。その中で、この図書館建設のときの面積、どのような議論をしてこの面積になったのかというのがあります。

一つは、今回資料としても出していただきましたけれども、都市公園条例改正に伴う中央

公園の建蔽率について出されています。図書館1,151.95平米、この面積は何の面積か。私が何度言うても出てきません。この面積は一体何の面積なのですか。城本館長いらっしゃいますからよく御存じだろうと思います。

この都市公園の条例改正で、教養施設が100分の10の面積が建てることができますよという形で条例改正を行って、それが平成25年の第1回定例会、第5号議案なんですね。その第5号議案が、改正前のこの条例になっています。そうすると、この出している1,151.95平米というのは100分の10を超えているんだと、1万1,000平米としても。そうすると、これは何の数字からこれが出ているのか全く分からないと。

私も先ほど資料を見つけたと言いましたね。いろいろ資料を見つけて、この中にも、こういうふうな1,151.95平米とかいう数字は全く出てきません。まず、これについて質問いたします。

それともう一つは、それこそ今ここにいらっしゃる町長も含めて、平成24年、平成25年当時の課長はいらっしゃらないんですね。多分、係長だったりして、当然、中身的には知ってあるだろうと思います。平成25年の議案第5号で扱っている条例改正、この都市公園条例の条例改正のときにどのような議論がされたのかというのは検証されているというふうに思います。それも併せて答えてください。

そして、城本館長にも少しお願いいたしますけれども、その当時、中央公園に図書館を建設するという中で、城本図書館長はその当時係長でした。館長は教育学習課長が兼務で、ほとんどの事務的なことは城本図書館長が係長という形でされた部分があったらというふうに思います。そのときに、どういう議論でこの中央公園に図書館を造るようになったのかという経緯も含めて説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

こちらの面積につきましては、竣工後、確定した軒を含めた面積となっております。

あと、法の改正につきましては地方分権一括法が平成24年に改正されましたので、それに基づいて、教養施設の10%の特例と公園の全ての施設2%を合わせて12%、こちらの範囲内であれば建設できるということで建設しております。

○議長（末次 明君）

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

私のほうからは、中央公園に図書館が建つまでの経緯ということについてお答えをさせていただきますが、ちょっと記憶をたどるところで年度などがちょっと若干違ったりするかもしれませんが、そこは御容赦願いたいと思います。

まず、平成15年度に1度、図書館等建設検討委員会が公募の町民の方も含めたところで立ち上がっておりましたが、このときには、町は建設予定地を準備しておりまして、検討委員会では、場所について再考を望むということで、このとき1度、建設のほうが宙に浮いたような状況でございました。

平成23年度に、係長級の職員で庁内の図書館等資料館の建設の検討委員会が発足しております。これは、当時の町長のマニフェストに図書館建設ということが挙がっておりましたので、それを受けて庁内で係長級の職員、関係する係長ですので、今でいうところの建設課の係長、それから財政課の係長、それから図書館も含めたところで5名ほどの係長級の職員でこの検討委員会が発足いたしまして、町の財政的なことなどいろいろ鑑みまして、町有地に建設することが望ましいというような報告書のほうを提出しまして、それは議会のほうへも説明させていただいていたかと思います。

それを受けて図書館等建設検討委員会、これは第2期になりますけれども、こちらを公募の町民の方も含めたところで検討委員会を発足いたしまして、いろいろと検討を重ねた中で、平成15年のときには1,600平米程度の図書館が望ましいということになっておりましたけれども、人口が、当時の予測から比べますとやはり伸び悩んだことや財政的なことを鑑みて、基山町の身の丈に合った図書館ということで考えると1,100平米程度が望ましいのではないかとということで、この検討委員会でも報告がなされたところです。

また、場所についても、当時いろいろ町民の方たちとの意見交換会や勉強会もした中で、6か所の候補地についていろいろ検討をこの検討委員会の中で重ねて、中央公園が望ましいということでこの検討委員会のほうからも報告書ではなっておりまして、それを受けて、町のほうといたしましても、住民の方どなたでも参加できる意見交換会などを行いまして、それを得て、町のほうでは中央公園の中に建設をするという方向性を出して、議会のほうにもお願いをしたところではなかったかというふうに記憶をしているところでございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

城本館長、ありがとうございました。平成15年、平成16年当時の最初、この図書館の建設の場所は、実は今、保育園が建っていますあの場所なんですね。あの場所に保育園を造るという形で用地の購入もしていたわけです。

しかし、いろんな議論の中で、それについてはもう言いませんけれども、この場所は適当ではないと。財政的にはまず、小学校の建て替えを優先するんだというふうな、その当時の町長がして、その後、今言われたように、平成23年から本格的に図書館の建設に議論になったという中で、私もその当時には議員でしたから何度となくその議論には入ってきました。先ほど言われたように、これについていろんな議論がある中で、最終的に6か所というふうに先ほど説明を受けましたけれども、当初は8か所もあったんですね、もう名称は言いませんけれども。その中から6か所に絞って、そして最終的には中央公園1か所に絞ると。その絞るのも、検討委員会がワールドカフェ方式で、私の持っている資料でも3回議論をして、1回につき大体四、五十名が集まったというふうになっていますけれども、その中で決まってきたんですね。

そして、その中で、先ほど1,100平米というふうに言われました。これが最終的にもずっと最後までくるんですけれども、都市公園法の関係条例見直しをしても、100分の10なんだというのがあります。そして、その中で参酌という言葉が出てくるんですね。この都市公園条例を参酌して、そして都市公園法の施行規則に基づいてできますよと。その中に参酌という言葉も出てきます。しかし、基山町は議論する中で、どうしてもこの100分の10でしなければならないという中で、1,100平米で建設していきますよと。そして、これは先ほど言った都市公園条例の見直しの中でも、この参酌という言葉は、これは場合によっては少し多めに取ってもいいんじゃないかと。だから、1,100平米と言わず1,200平米ぐらいの図書館が建てられるんじゃないのかという質問もあるんです。そのときの執行部の答弁は、参酌という言葉はありますけれども、都市公園法に基づく中では1,100平米の図書館建設に向けて進みますというふうになっているんです。

先ほど言われたこの1,151平米、この51平米は、言われるようにひさしだったり、障がい者の駐車場にひさしをつけたりしていますね。あの部分が約50平米と言われているんです。建築面積は、あくまでも1,100平米というのが基本です。そして、それは100分の10以内に収

まっているんだというふうになっています。

今回、執行部が出しているこの1,151平米は建蔽率ではありません。建蔽率を正確に捉えると1,100平米になっているんです。それで全て私たち議員も説明を受けてきたし、今日までなっています。私が持っている資料も全てこの1,100平米、そして、その当時の佐藤総合設計事務所が、全てプロポーザル方式で委託を受けて資料を作ったわけですが、それも含めて全て、これは約になっているんですけれども1,150平米、うち50平米も含めますよと。この50平米は、建築基準法という建蔽率には入りませんよという中身で全て資料はなっています。ですから、この1,151平米というのは、これは明らかに建蔽率ではないというふうに私は理解しています。まず、ここが全く違うんじゃないのかというふうに思っています。

それから、それを基にしてこの改正が、第2条の6の中では、中央公園にあつては100分の11とか書かれています。これは、明らかに都市公園法の解釈の間違いですね。どういうふうな解釈をすればこの100分の11とかいうふうになりますか。100分の10でこの都市公園法、施行規則を含めてなっている中で、オーバーしたような数字をなぜここは上げますか。どう考えてもおかしい。これは先ほど言った1,151平米というのを出してあるもんだから、これが100分の11になりますから、それを基にここに出しているんじゃないんですか。明らかにこれは解釈の間違いになっていませんか。まず、ここを説明ください。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

まず、1,151平米の件なんですけれども、こちらは、建築面積が1,151平米でございます。建蔽率を計算するときは建築面積で計算をいたします。軒も一部、長い場合とか、駐車場の屋根とか、そういったところも建蔽率に含みますので、この1,151平米につきましては間違いないというところでございます。

それから、建蔽率の11%と言われた分につきましては、こちらは都市公園法、まず、都市公園法で都市公園には2%の建築物が建てられると、建蔽率があります。それから、都市公園法施行令によって、特例規則として各いろんな施設、今回でいいます教養施設に該当する図書館とガイダンスセンター、それ以外にも休養施設や運動施設、そういった施設等、それぞれに建蔽率を特例として上乘せができるというふうなことでございます。

当時の中央公園の建蔽率は、図書館が教養施設でございますので、都市公園の2%の便益

施設を含む建蔽率と教養施設の10%を合わせて、12%の範囲内であれば建設は可能だということで建設をしている状況でございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

あのですね、法律解釈、これは特にこの都市公園法は難しいんですね。都市公園法の運用指針、これは当然読まれていると思いますよ。これは今、第7版が出ています、去年の12月に出ています。特にこの建蔽率、建設の関係については、運用で各市町が条例改正して、してもいいんですよとはなっているんです。なぜこういうふうになっているかという、本来、都市公園はオープンスペース。皆さんが、みんながそこで憩う場所というのが原則ですけども、その中には当然必要な、便宜的にどうしても必要なトイレだったり公園だったりするのを造る面積が2%というふうになっているんです。そして特例として、例えば、先ほど言われました一括法の改正に伴って、100分の10は教養施設を造ることができますよとなっています。そしてもう一つは、それをオーバーする場合は100分の20まではできますよとかいうのがあります。それが今回出されている——これは平成25年の第5号議案のときにも議論したんですけどもね、政令第2号の第4条の中で100分の2をもってするとかその後に出てくることあるんですね。政令第6条第2項から第5号までにずっと入っているんですね、今言われた分の100分の10、100分の20というのが。これは、今先ほど2%と10%を合わせて12%という言い方をされましたね。根本的に、この2%の建てられる部分と10%は違うんですよ。これをごちゃごちゃにして、いや、12%まで一緒という議論にはなっていません。これは、この運用指針の中にもはっきり書いてあります。教養施設や休養施設に係る建蔽率の基準の特例との重複適用はなく、さらに建蔽率が上乘せされることはない。2%は、あくまでも、どうしても都市公園として必要なトイレだったり、倉庫だったり、手洗い場だったりする部分をするために2%は必ず必要なんだと。その特例で、教養施設、基山町の場合は図書館、それは10%。そして、この10%を超えてできますよという参酌は、例えば災害が発生した、どうしても災害復旧のために仮設の事務所を造らなければならない、例えば、仮設の宿泊所を造らなければならないといった場合に、10%しか駄目ですよというふうに規定すれば困るんだと。いろんな災害が発生したり、地震だったりしたときに、建蔽率のこの運用を各自治体でしてくださいよという中で参酌という言葉が出ているんだというふうに私たち

は執行部から聞いたわけです。

私たちは、もう少しこの参酌をうまく利用して、100分の10以上の図書館を造ったほうがいいんじゃないかという議論をしたわけですがけれども、いや、それは駄目なんですと、執行部のほうからそういうふうに言われたわけです。

ですから、きちっとこの100分の10、10%を守った図書館しかできていないんだと。それが1,100平米なんだと。ひさしだったり、先ほど言った駐車場の部分の50平米は、建築基準法の中の建蔽率には入らないんだという形で、図書館は都市公園法、条例、施行規則を含めて100分の10に収まっているんですよというふうな説明を聞いたわけですね。今の説明は全く違う。

そして、先ほど言ったように、100分の10を超えて100分の20まではまた条例施行によってできますよという、基山町もこれが入っているわけです。しかし、これは教養施設のうち、物すごく規定があるわけです。例えば、文化財保護法だったり、景観法だったり、そして、歴史的風致形成建造物の指定している建造物だったり、何でもかんでもこの100分の10をオーバーして都市公園に建設できるというふうには何もないんですね。あるのは、参酌とった形がちがちに縛るんじゃなくて、災害とか何かのときにはしてもいいですよ。しかし、それも3年以内とかいうふうな規定があったりとかいろいろしているわけですがけれども、この辺の関係をもう一度精査しませんか。

そして、これは私たち自身、私たち議員もなかなか——これは、私の解釈が間違っているかもしれません。もう一度きちっとですね、私は提案し直したほうがいいと。これを、例えば厚生産業常任委員会に付託する。そこで議論する中で、明らかにこれは間違い等あれば、どうすることもできませんね。私はこれをぜひともお願いしたい。この議案は一回取り下げませんか。そしてもう一回精査して——例えば私が言ったこの1,151平米の設計図、私たちは見ていないから分かりませんよ。しかし、私が持っている資料は全て1,100平米になっていますし、城本図書館長もそれで全て説明を聞いてきたんだと思うんですね。この辺も含めて精査をしてくれませんか。そして、図書館には2階を造ったと、容積率はまだ高いんですね。図書館1,100平米の中に約70平米、90平米ですかね、2階を造ったりしていますから。精査をしませんか。3回目ですのでこれは終わりますけれども、どうでしょうか。

それから、もう一つ言いたいのは、この図書館を造るときには、全て町費と起債で行ったんですね。その起債は3年起債です。そして、なぜこういうふうにながかりになったのかと

いうと、図書館建設だけでなく中央公園の外構工事も含めて、全て図書館と一緒に造っていくんだと、図書館だけで目的じゃないんだと。中央公園の中を、図書館がある公園として一体的にしていくなという中で議論をして、それこそ読書の丘を造ったり、緑の丘というのもあったんですね。もともと、図書館の前には緑の丘を造って、駐車場は奥のほうに造るというふうになっていたわけです。しかし、それだったら駐車する人が困るだろうし、障がい者の方が困るということで、手前のほうに駐車場を持ってきて、そして、奥のほうに緑の丘、今回そこにガイダンスセンターを造ると。あそこも全て丘を造ったんですね。そしてそこに植栽して。そして、緑を大切にして、環境をよくしてというふうな一体的な図書館としてあそこは造ったわけです。それが約7億数千万円。全てこれは町費と起債でしているというのが基本なんですね。

30年間、私は逆に言えば、あそこを扱うことは、これはおかしいんじゃないかというふうにも思います。これは全て議事録にも載っていますし、佐藤総合設計事務所が持っている資料、その一部分も私は持っていますけれども、全てそういうふうになっています。これらも含めて、もう一度議論のやり直しをしませんか。そして、私たちも納得するようなガイダンスセンター、ガイダンス施設と一緒に建設しようというふうな形で、取り下げをしませんか。これで終わります。

○議長（末次 明君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

図書館の当時の建設のお話から今回の上程の法律の解釈についてまで、幾つか御質問があるんですけど、まず、法律の解釈についてですけれども、地方分権一括法のところの資料をきちんと読んでいただければ分かるかと思うんですけども、これが制定された背景は、今まで国のほうできちんと基準を決めて都市公園法は管理されるべきものというふうに制定をされておりました。それが、地方それぞれ、様々事情ありますので、地方の裁量できちっと利用していただきたいというのは国の指針でございましたので、これが参酌基準と変わってきて、国からある程度地方のほうに裁量に移ったというのがこの法律の改正の趣旨でございます。

ですので、私どもも当然間違っただけではないので、まず、国のほうにこの内容について確認をしたところ、積極的な活用で都市公園のほうをきちんと利用をしていただきたいとい

うことで御回答をいただきました。

それから、2%が都市公園法、それから10%が都市公園施行令でありますので、どちらを改正すべきかというお話をしたときに、それはどちらでも構わないと。それは、その中身でですね。便益施設であれば2%のほうの改正、それから、教養施設等であれば10%の改正をしていただいて積極的な活用をお願いしたいということで、全国的な事例はということでお尋ねしたところ、全国的な事例は多数あると、決して珍しい条例改正ではございませんというのがまず1答目で、回答でありました。

それでも確かに分かりにくいので、具体的に御説明するときにどういった事例が一番分かりやすいのかといったときに、一番大きな事例でいいますと横浜スタジアム、野球場があるかと思うんですけれども、あれは建蔽率50%ぐらいに都市公園法を改正して利用をしています。というように、住民が望むような施設であれば積極的な活用をしていただきたいというのが国の解釈でございましたので、それに基づいて、ただ、その中でも最低限の改正をお願いしたいと。

ですので、ある程度方針が決まったところで改正をお願いしたいということでございましたので、教育委員会のほうから193平米というふうな申出がありましたので、その中で改正できる率ということで今回10%分、それも特に中央公園だけを1%かさ上げをするというふうな提案を差し上げたところでございます。決して問題があるものではないというふうに思っております。

○議長（末次 明君）

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

今、今の新しい図書館を建設するときに、10%以内の110で動いているというふうにおっしゃられましたけれども、私の記憶の中では12%以内で、中央公園にもともとあるトイレも含めたところで12%以内の建築物をということで動いたように記憶いたしております。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、図書館長のほうから答弁もありましたし、その前、図書館長からいろいろ図書館をつくるときの建設に関する経緯等の説明もありました。

平成25年に図書館建設等に関する基本的方針の調査検討の資料についてホームページにも載っておりますけれども、この中でも、図書館の維持管理から延べ床面積が1,100平米以下が望ましいということがスタートで建設地の検討等もされているので、あそこに建てるから1,100平米ということで計画されたわけではないというふうにしっかりまとめられております。

この前、10段階で評価とかいう話が一般質問のときありましたけれども、その辺の3段階評価についてもこの資料の中に載っていますので、ぜひホームページで御確認いただければと思います。（「4回目させてください」と呼ぶ者あり）

○議長（末次 明君）

先ほどみたいに持論を展開されるんじゃなくて、簡単な質問をしてください。（「はい」と呼ぶ者あり）重松議員。

○10番（重松一徳君）

ここに、平成25年第1回定例議会、条例改正したときの資料を持っています。その中で、その当時、久保山義明議員がこういう質問したんですね。「地域の自主性自立性を高めるための改正なんですよ、今回、教養施設プラス10%」、これを10%じゃなくて15%にして、したらどうですかというふうな提案がありました。そのときの、これはまちづくり推進課長が、「それは上位法の中で最大10%ということですので、それを敷地面積の10%を超えての敷地面積をとるということはできません。」、10%以上は造りません、というふうに言われたんです。

そして、これは上位法ですからこれは仕方ないと。ですから、10%でできる中に、どのように町民の声を盛り込んで建設していくのかというのが、この条例改正の後にずっとできてきたんですね。11%に、上にできるのかという議論は、その当時一言もされていないんだと。これだけは確認してください。そして、証拠を出してください、この1,151平米の。私が持っている資料は全てが1,100平米。庇はですね、軒や庇や、この障がい者の駐車場のうねで、庇といいましょうか、それは入らないんだという形で私が持っている資料も全てなっているんです。1,100平米に収めるんだというのが基本でなっているんです。違うと言われれば、違う証拠を出してください。私が持っている資料には、この1,100平米という数字しかないというふうになっていますから。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

図書館の要覧がホームページに載っていますけれども、それでも1,150平米というふうに明確に書いてございます。（「資料を出してください」と呼ぶ者あり）載っています。

（「違う、建設面積と」「議長、ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（末次 明君）

重松議員のほうはこれで集結しますので。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと議論が擦れ違っているような感じもします。こういう場合は、以前の議会では中断して、お互い同士すり合わせをしたんですよ、裏のほうでと言うとちょっと語弊があるけれども。そして調整して、お互いが納得することで正式な答弁をしていただいたというのはありますので、必要ならば議運を開いてでもそういう調整を行うと、議会を一時中断すると。中断じゃなくて、一時休憩という方法もあるんですよ。どうも今の議論を聞いてみると、何か擦れ違いになっておりますので、ちょっと私たちははっきり言って分かりづらい点がありますので、そういうことをぜひ、できるなら議運か何かでされたらいかがでしょうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（末次 明君）

ちょっと、これで暫時休憩をいたします。

～午前11時24分 休憩～

～午前11時44分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

この日程第10の議案第56号 基山町都市公園条例の一部改正について、ほかに質疑ございませんか。栗野議員。

○9番（栗野久明君）

厚生産業常任委員会の委員として、質問ではちょっとないんですけれども、確認したいと思います。

厚生産業常任委員会で付託されてこれを審議するには、今、平行線になっている法的解釈等々を言われていますけれども、先ほど回答された土木事務所との打合せ等々で、今の法解

釈で問題ないという部分の資料ですね。重松議員は、過去の資料というか、出せるものになってくるかと思うんですけども、私のほうとしては、現在の法に抵触していないかどうかを確認できるような資料の提出をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（末次 明君）

酒井建設課参事。

○建設課参事（酒井孝行君）

そしたら、先ほどの資料につきましては、建蔽率とそれから面積、こちらは検査も受けておりますので、この分の資料を提出したいと思います。

○議長（末次 明君）

栗野議員。

○9番（栗野久明君）

その資料は、今回の厚生産業常任委員会で審議できるタイミングで資料として出してもらうことを要望しておきます。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

私も担当の所管なんですけれども、私、建築とかそういうところには携わったことがないので、細かいところまではどこまでいけるかというのはよく自分の中でも、最大限の努力はいたしますけれども、1つだけ確認したいところは、ということは、今、重松議員がおっしゃっていた解釈と、今、町のほうから言われている解釈のこの違いというのは、結果論としてですけれども、その当時、要は3期目の議員までは知らない。4期目はいらっしゃらないので、5期目の議員以上は知っているということで、じゃ、これを公表したときの、本来であれば1,100と言われたところを1,150と公表していますけれども、ここには町から議員への丁寧な説明が行われていなかったという認識でよろしいのでしょうか。それとも、議員のほうが間違っているというどっち、どういう解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（末次 明君）

城本まちづくり課図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

議会は当時、建設の特別委員会も開催されましたし、議員の図書館建設に興味を持ってく

ださっている方は意見交換会やワークショップも数多く開催いたしまして、それにも皆さん御出席いただいております。なので、説明が不足していたり、認識がなかったり、また、議会のほうにそういった説明資料が提出されていなかったというふうには認識しておりません。ただ単に、法改正の法の部分での解釈、見解の違いかなというふうに思っておりますけれども、図書館は当時100分の12で動いておりましたし、先ほど見せていただきました重松議員がお持ちの資料等は公開したり特別委員会に提出したりしたもので、何らかの意図的に図書館の執行部側が持っていて、議員のほうにお出ししていない資料というものはないように認識しております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私が平成26年に基山町に来ておりますので、今の重松議員の議論はそのちょっと前の話で、完成したのが平成28年3月に完成しておりますので、そのときで言えば、今の12%の中でやるということで、何もこれは法律的に違反しているものでも何もないわけです。それを今回、12%から13%に上げないと間に合わないということでそういう条例改正を今回出しているわけでございます。その10%、12%のその話自体はもう堂々巡りになってしまっているような感じがしますが、きちんとした結果として、国交省も、それから県も、それで認めて建てている施設でございますので、決して法律違反ではないということだけは、議員の皆さん、全員御理解いただければなというふうに思うところでございます。

ただし、1割以内という話はずっと、私も来たときに1割以内、1割以内というのはよく聞いていましたので、それが重松議員の中にすごくこびりついているというのもすごく分からない気もしないことはないのですね。ただ、結果としては、そういうことで12%の中で今は全然動いているわけでございますので、そういうことで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（末次 明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第56号に対する質疑を終結します。

日程第11 同意第4号

○議長（末次 明君）

日程第11. 同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書30ページをお開きください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、同意第4号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第57号

○議長（末次 明君）

日程第12. 議案第57号 タブレット端末の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書32ページをお開きください。

質疑はありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

今回タブレット端末を購入するということですがけれども、一応、対象者のほうが小学校の1年生から3年生ということになっておりますね。このことで、今回の購入は4年生から6年生は更新しないということですがけれども、なぜ低学年のための購入というか、その目的とか、その理由とかはありますか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

小学校の高学年、4・5・6年生と中学生の1・2・3年生分については来年度お願いしたいと思っております。

今年度購入させていただく小学生の低学年を先に購入しておりますけれども、こちらは5年経過というものもあるんですけれども、今、大変重たいというお話も聞いておりまして、こちらの改善も含めて、今回購入する分につきましては約500グラム軽くなるというものを選定しておりまして、これを4月から低学年のほうから使っていきたいというふうに思ってお

ります。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

補足ですけれども、今500グラム軽くなると言いましたけれども、今回導入する小学1・2・3年生用のタブレットについてはデタッチャブルといってキーボードと画面とが切り離せるタイプということで、下の本体だけ、いわゆるiPadみたいにして持って帰ると500グラム軽くなるということで、つけた状態ですと1,087グラムぐらいだったかな。今が1,300グラム近くで、今の分が多分1,100グラムなかったと思いますので、若干軽くなるというところで、軽さをちょっと追求している部分にはなります。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

そうしましたら、1年生から3年生までの分の使い古した端末は今後どういうふうにされるのか。修理とか、更新とかの計画があるのか、町としてどういうふうなことなのかなというのが1つ。

それから、これってやっぱり国の補助金でカバーできるもんなんですよ、ちょっと確認をさせてください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

国の補助金を活用して行います。

それから、処分のほうですけれども、こちらについては、来年度購入する分も含めて一体的に処分したいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ということは、処分料は自治体持ちということなのか、将来的にこの、多分また事故とか修理費とか町が負担することになると思うんですけど、でき得れば国が動いてくれると非常

にありがたいんですけども、そこら辺も含めまして今後の長期的な見通しとか、そういうのがありましたら教えてください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

今回購入する部分の処分も含めて、町の経費がかからないような形で来年一緒に、その辺も来年購入するときに併せて整理をしたいと思っております。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第57号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第58号

○議長（末次 明君）

日程第13. 議案第58号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

損害賠償の件でございますが、これは草スキーで骨折されて手術代等ということなんですけど、賠償額を見ますと107万6,000円と結構高額になっている。具体的な内容というのが説明の中になかったんですけども、ボルトを入れて取る。手術代だけだったらここまでかからないと思ってですね。この方が、例えば外国籍の方で保険、社保である、国保である等々に加入していないために全額負担になってこういう金額になったのかどうなのか。

また、休業保障も損害の中に含まれたんだというような、そういう説明が何もなかったの、そういうちょっと詳しいところが分かれば説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

この分については実際の治療費と薬局代、通院の交通費と休業保障、入院の慰謝料、そう

いったものが含まれて合計で107万6,015円となっております。

追加資料の2ページ、3ページを御覧いただければと思います。

ちょっと見にくいですが、追加資料2ページの中段辺りに損害賠償額というところがあります。この中に内訳で、ちょっと見にくくなっておりますが、治療費、薬局代、交通費、諸雑費と休業損害と慰謝料ということで内訳が載っております、この合計で先ほど申し上げました107万6,015円という金額となっております。

○議長（末次 明君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

休業保障ということですから、この方は当然お仕事をなされている方だと思うんですが、多分この草スキーでおけがをなされた。これは会社のレクリエーションの一環として御参加されているということであれば会社からの休業保障が出る。個人的に出てとなると健保組合からの病床手当というような形で、両方とも大体、これは休んだ場合は平均給与の60%が保障されるわけなんですよね。労災の場合でしたら無期限、健保の病床手当等々の保障であれば1年6か月と決まっているわけですね。こういった場合において休業保障というのは、平均給与の60%の差額、要は40%分が保障に当たるというふうに大体なるはずなんですけれども、これは何か月分ぐらいの給与保障をされたんだろうか、そういうところが分かりますでしょうか。そういう取決めというのをきちっと御理解の上でこういう形になったのかどうか、100万円という金額になったのかどうかだけをお答えをお願いします。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

この分については、3か月分の支給金額を稼働日数等で割り、休業日の6日に乗じた金額ということで保険会社のほうが休業保障の金額を出しております。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この例がオイスカという、いわゆるNPO法人の、JICAのNPO版の農業版というやつでございます。農業研修を受けているということで非常に、ちょっと普通の外国人とは違

うということで、さっき説明があったように、保険会社のほうに間に立ってもらって、一番正しい方法でこれは調整していただいたということでございます。

○議長（末次 明君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

資料をこうやって頂いているので、その資料について改めてお尋ねします。

事故状況ということで、令和4年度で、この女性の方は2番目の20代女性、ここに書いてありますけど、ほかの方がすごく金額も少ないし、その賠償保険というのは、要するに同じ頃にこの骨折等をされたのかなと思いますので、この後またほかの方も発生するのでしょうか。

また、何でこんな金額が、今回この二十歳代の女性の方だけがきちんとボルトを抜くとかのそういう手術も終わったので、終了したというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

この分については、まず保険の性質が違うもので、上から1番目の方は傷害保険、3番目、4番目の方は傷害保険ということになりますので、こちらについてはイベント等だけがをされた場合の傷害の保険ですね、そういうことになります。

2番目の今回の分については、損害賠償の損害責任の保険ということになりますので、保険の性質がちょっと違いますので、ほかの方3名については傷害保険ということで支払いのほうについても終わっておりますので、この後請求等がある分ということではありません。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第58号に対する質疑を終結します。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時01分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第14 議案第59号

○議長（末次 明君）

日程第14. 議案第59号 基山町多世代交流センター憩の家の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書34ページをお開きください。質問はありますか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

今回の指定管理者制度、5年間してきて、その成果の下にまた今回されるわけですが、指定管理者制度の目的が公共の施設をどのように活用していくのかという中で、民間が持っているノウハウを生かしていくというのが最大の目的でもあるわけですが、業務委託じゃなくて指定管理ということですので、指定管理を受けた業者、今回の場合は社会福祉協議会になりますけれども、そこがいかんして公共の福祉のサービスを向上していくのかというのと、もう一つは財政も関係してくると思うんですね。いかに財政効率も上げていくのかというところで、今度、財政効率をどのように上げるかという中で、受けた、今回の場合、社会福祉協議会がいかに独自の事業を展開していくのかというのもあると思うんですね。そこが5年間した中でのチェックポイントであり、この点数をつけた中身だろうというふうに思うんです。

そこで、合格ラインには達しているということですのであれですが、社会福祉協議会が今事業を展開している一番のポイントで評価すべき点、これをどのように思われているのか、説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちら多世代交流センター憩の家につきましては、過去、ずっと社会福祉協議会のほうに指定管理ということで管理運営のほうをお願いしているものでございます。一番の特色としては、やはり社会福祉協議会のほうが住民に顔の見える事業展開をなさっておりますので、利用される方も安心して利用していただいていると思いますし、社会福祉協議会側のほうから、例えば、利用をされてある方でしばらく顔が見えなくなっていれば、どうされてい

るかなといったところまで気を配れる形で事業展開ができるところでございます。

また、様々なボランティアの団体も育ってきておりますので、そういったところも住民とのつながりの中で生まれている分と考えておりますので、非常に今はいい感じで管理運営できているのではないかと考えているところでございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

私も問題があるというふうに言っているわけじゃないんです。ただ、100点満点で75.8点と。36ページのほうには基準表がありますね。基準表は、こういう採点でしましたという中身で、5番目の管理に係る経費、これについてはほとんどがゼロ点だというふう思うんです。それを差し引いたとしても、あと——75.8点分の中で、この採点。採点表はあるけれども、実際はどういうふうになったのかと。例えば、1項目の利用者への対応で、利用者の平等な利用の確保、これが5点満点で、採点が——利用者への対応は20点満点で、どこが何点だったのかというのは、これを採点した人が何人もいる中での平均点を取ってされていると思うんですけれども、その採点表が分からないんですね、結果が。結果が分からなければ、どこに問題があったかが分からないんですね。だから、基準表に基づいて、どれだけの、どこに問題があるというふうに担当課の方が理解していただいて、そして、今後5年間、社会福祉協議会に指定管理として委託するにしても、どこに問題点がありますからどこに力を入れてくださいというのがこの表では全く分からないんですけれども、ここのところの資料といえましょうか、これは何か私たち議会のほうに提案できるというか、公開できる部分の資料があるんでしょうか。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらの審査の評点につきましては、議員おっしゃるとおり、人の目を見て、それぞれの審査委員、それぞれ一人一人の視点で点数をつけていただいておりますので、その辺の基準というのはなかなか難しいところでございます。お示しするとすれば、今は議案資料の35ページに(1)から(5)までの大きいくくりでの点数をお示ししておりますので、次の36ページでいうところの、それぞれの項目の点数の平均というのはお示しできないことはないんですけれ

ども、あくまでもそれぞれの審査委員の視点というところでございまして、審査委員としては、副町長を委員長として、内部の関係する課長で、全員5名で構成している審査委員会を行っているところでございます。その中に私も入っておりますけれども、正直、気持ちはほぼ、私の中では20点に近いぐらいやっていってもらっていると思うんですけども、もっと上を目指してほしいというところも込めて私も満点はつけていない項目がございます。それぞれの委員の平均点が、ここの35ページに示している、(1)であれば17.2点とか、そういう形になっているものでございますので、ちなみに、5年前の令和2年度と比較しますと、前回は67.2点でございました。中身の配分点も少し変わっておりますので、きちんと比較は難しいですけど、そこが今回75.8点ということで、点数もしっかり伸びていると。実際やられていることも充実はしてきているというところでございます。

この辺の点数については、一応一定の合格基準というところに対しての評価点ということで審査をしておりますので、この75.8点が、もっと、じゃ、25点足りないんじゃないかという見方は私たちもしておりませんので、この項目に基づいてそれぞれ審査をした結果がこのような形というところでございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

それから、資料の、今言われた45ページ。これが従業員数が書かれていますね。今回、社会福祉協議会の指定管理の部分の指定金額の見直し等もされている部分もあるかというふうに思いますけれども、これの従業員数の配置はこれで問題ないですか。というのは、これは現職員数ですね。今後5年間、指定管理者として従事すれば、業務量がまた私は増えるのではないのかなと。新たな事業展開も中には入れてあるのではないのかなと思いついてるんですけども、この点ではこの従業員数で問題ないですか。それとも、いや、ここについてはもう少し力を入れて、従業員も増やしていかなければならないというところがあったらお示してください。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

従業員数につきましては、こちらの資料45ページの分は社会福祉協議会全体の人数で、今

30名ということでお示しをしておりますが、実際、憩の家については、正規職員1名、それから、嘱託職員1名、その他臨時雇用ということで今運営をしていただいております。今回、そういった臨時雇用の部分を少し充実させるという形で、これまでは常時3名体制での運営をしておりましたが、今回から利用の多い週末から週頭にかけて、その辺を4名体制ということで、少し職員の負担を軽減するという意味で、充実を図るという意味でそういう指定管理の試算も行ったところでございます。

業務量については、様々な事業はするんですけれども、そこがあまり過度にならないような形では事業展開を行っておりますので、どんどん増やしていくわけではなくて、事業の中身を工夫して充実させるというところで、人を増やすまでの業務量を増やすという形での観点には立っておりませんので、ただ、職員の負担を軽減するという意味合いで今回、少しそこを充実させたというところでございます。

○議長（末次 明君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ここに名前が書いてありますように、会長でございますので、一言申し上げますと、今、一番社協はピークになっているというふうに思います。50代が結構、皆さん脂が乗って、50代でやっていただいている人たちが正職員におって、あと、嘱託は、きちんとした形で面接して、一番いい方を選んでいいる。それから、それ以外の臨時雇用は、これも面接をして、それぞれ一芸に秀でた人を適材適所で配置しているという形でございますので、加えて、これは議会でも御承認いただきましたけど、人件費が非常に低かったんですね。役場に比べて非常に低かったのを去年上げていただいたということもあり、そういう意味でいうと、今いい感じになっています。ただ、さっき言いましたように50代が多いので、これからまた、今度、うまくバトンタッチするみたいなことも考えていくと、その辺のところをきちんと考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

私は町長もしていて、社会福祉協議会の会長もしておりますが、黙っていても社会福祉協議会のほうは新しいアイデアがばんばん出てきて、いやいやそれは、そこまですると大変なんじゃないのと私がなだめるような状況にありますので、そういう意味でいうと非常に頑張っているというふうに思っています。だから、私はむしろ、社協に関していうとブレーキをかけるような役割をしているかなというふうに思っているところでございます。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

資料の42ページに事業（案）ということで、これを見せていただくと、かなりボランティアのお手伝いというか、いらっしゃるなということが。だから、ボランティアがいらっしゃらなかったら、職員だけで本当に回るのかなという。

そして、次のページでしたかね、43ページに、増員されて、週のうちの2日間が3人、残りが4人というような配置になっておりますけど、私、たしか今回、憩の家に自分の一般質問で伺ったときに、年間ですかね、1か月の部分やったか、すごい事業量、こんなに大丈夫なのかなと、ピンクのカラーの資料を見させていただきました。そういう中に、ボランティアがいらっしゃらないと若干回らないのかなというふうに感じましたが、そのボランティアの状況はいかがなんでしょうか。ちゃんと回っておるか、次に後継ができているのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらのボランティアに御協力いただいている方につきましては、実際のところ、ほぼ多くの事業がボランティアがいらっしゃって初めて成り立っているものが多いものでございます。もともと普通に参加されてあった方が、趣味であったりとか、顔見知りの方から声かけられて、そちらのボランティアのほうにも引き続きお手伝いいただいたりとかいう形で、いい感じでつながりが出てきておりまして、ただ、やっただいていての方は御高齢にはずっとなってきたって、じゃ、そこがずっと世代交代して下につながっていくかというのは、そうなるように今後仕向けていく必要はあるのかなと思うんですけれども、今のところ、すごく助かっておりますし、ボランティアの方に関しましても、大変な部分もあるんですけど、楽しめてやれているというお声もいただいておりますので、その辺を、あまりボランティアにばかり頼ってこちらの押しつけばかりにならないような感じで、うまい感じで事業を展開していく必要があるかなと思っているところでございます。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

職員の負担にもならないほうが大事ですけど、ボランティアも、やっぱりあくまでもボランティアだとは思いますが、そういうところも含めて、これからの指定管理の期間にそういうところもチェックしながら、ボランティアの活動がちゃんとこれからも引き続きできるものか、そういうところも見直しもしながら成果を出していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

今後もボランティアの方とはよく話をしながら、なるべく楽しめて続けていただけるようにやっていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第59号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第60号

○議長（末次 明君）

日程第15. 議案第60号 基山町ジビエ解体処理施設の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書35ページをお開きください。質疑はありますか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

先ほどの、憩の家の方の指定管理と同じなんですけれども、今回の場合、ジビエは点数がそれよりも低いといいましょうか、合格ラインの60点ぎりぎりの66点という形になります。低いのが、やっぱり公の施設の効用の発揮がなかなかできていないんだという部分。これは逆に言えば、職員の皆さんがつけた点数でこういうふうになっていますから、やっぱり問題があるんだろうなと思います。

私は特に、こういう食品、物を生産といいましょうか、する部分でのそういう施設の指定管理というのは、実は大変難しいなと思っておるんですね。昔、小松に農産物加工場があり

ましたね。あれは指定管理で小松地区に農産物加工場の運営をお願いしていました。指定料は、料金は無料です。基山町が無料で小松地区に農産物加工場の運営をお願いしていたと。だから、小松地区の方がそこでみそだったり、かりんとうだったり、いろんなものを作って、その収益を上げて、そして、農産物加工場を運営していたんですね。そして、自分たちの賃金も出していたという中でされてきました。ですから、指定管理はこういうふうに議案として出ますけれども、予算書には全くこの金額が出てきませんでした。というのは、言うように無料でさせていた関係もありますけれども、今回のジビエはきちっと指定管理料を払っているんだというふうになっているんですね。ですから、中村議員の一般質問にもあったように、そこから出てきた収益というのは、本来は一回、基山町のほうに入れるべきではないのかというのは、私は当たり前だろうというふうに思うんですね。その辺のことが、5年間の、今回の指定管理の選考過程の中ではどのように分析されているのかが分かりませんが、この辺について、これはどのような分析をされていますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

こちらの指定管理については、基山町のほかの指定管理についても収入を基山町の歳入の中に――自主事業とか使用料とかの歳入について、町の歳入のほうに入れているのではないかと思いますので、こちらのジビエ解体処理についてもほかの施設と同じように、施設料とか使用料、そういったのを取った分について、基山町のほうに歳入で上げるようには今のところ考えておりません。

この施設については、ダブルジビエということで、イノシシとエミュー、そういったのを処理する施設となっておりますので、今のところイノシシのほうが豚熱でできていませんけど、エミューについては今後も処理をしていくようになっておりますので、引き続き指定管理――豚熱でイノシシがいつ再開できるか分かりませんが、今のところ5年間の指定管理ということで、イノシシも処理ができるようになったらスムーズにできるようにしていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

ですから、今言われような中身だったら業務委託でも全く同じなんですね。指定管理でするところで、受けた業者が独自に事業を展開して収益を上げていくというのが指定管理の中の一番の特徴といいましょうか、あろうかと私は思うんですね。今、課長が言われるのだったら、いや、これは業務委託でもいいんじゃないですかと、わざわざ指定管理にしくてもというふうになりますけれども、指定管理としてするためには、やっぱり請けた業者が独自に事業展開、収益を上げていくというのを、そういう努力をしなければならないんじゃないのかと。イノシシ、エミューの解体ですから、どういうところでやればいいのかというのは、請けたきやまファームが——イノシシは今、豚熱の関係でできないにしても、エミューを使った事業展開なりを請けた指定管理者がしていって、収益を上げていくという取組をしていくように担当課のほうは指導をすべきではないのかというふうに思いますけれども、そこをしなければ指定管理制度を導入した意味がないんじゃないのかと思いますけれども、その辺されていますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

ジビエの解体処理施設には、議員おっしゃいますように、処理、精肉、販売というビジネス機能を持った施設でありますので、処理の設備とか、包装、肉の衛生管理、ネットワークとか、販路の確保、そういった専門性のノウハウとかが必要になっております。今請負されてありますきやまファームについてはそういうところのノウハウもあると思いますので、今のところそういったエミューについては、新しい商品なり、今ある既存のエミューの商品については、いろんなところでの出店——いろんな場所に出店をしておりますが、そういうところにでも極力エミューの商品を持って、そういったイベントとか、ほかの出店があるときには参加していただいて、エミューのほうをPRしていただくようお願いしておるところであります。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

今の重松議員の続きなんですけれども、利益を指定管理業者が出した場合、例えば、53ページから57ページまでですか、ずっと収支計画を出されていて、令和8年度で57万円。そ

れで、60万8,000円、次いで53万9,000円というふうに、一応事業計画の中では利益が出るようにはなっていると。ちょっと調べてみますと、指定管理業者においてこういう利益が発生した場合においては還元の義務がないと。要は町に戻さなくていいというふうに一応法律ではなっているんですけども、この儲けた金額に関しては課税対象にはなっている。ところが、この課税対象というのは直接町には入ってこない。逆の意味で、委託業務のほうに切り替えると、儲けた部分を、これは契約の内容次第なんですけれども、折半して、自分のところを取ってください、いや、半分を町に戻してくださいと、いろんなやり方がそれぞれ契約の内容で変わってくるかと思うんですけども、そういう方向も一度検討されてみてはいかがでしょうか。どう思われますか。

○議長（末次 明君）

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤定行君）

うちのほうも、指定管理のほうがいいのか委託とかのほうがいいのか、そういうところも検討等もしてはありました。ただ、今のところは、こちらの施設のほうがジビエという特殊な施設でもありますので、普通の清掃とか、警備とか、受付業務、そういったところをするところじゃありません。そういった委託にすると、うちのほうが清掃、警備、窓口、そういった業務をするようになると思いますので、どうしても比較をすると委託のほうが高くなるんじゃないかなということで計算しておりましたので、今回についても引き続き、エミューの事業も軌道に乗っていくようになるまでと、イノシシの処理が今後また復活できるときにすぐにジビエ解体処理施設が運用できるように、今後5年間については指定管理のほうが今のところいいんじゃないかなということで考えております。

○議長（末次 明君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

今言った清掃だ云々かんぬんだというのは、こういうのは委託ですから契約の内容で幾らでも切替えといいますか、契約のやり方次第ではできると思うんですよね。ぜひ一回、本当にさらから検討してみて、積算して見ていただきたいなと思います。返答は結構でございます。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第60号に対する質疑を終結します。

日程第16 議案第61号

○議長（末次 明君）

日程第16. 議案第61号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の36ページをお開きください。36ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

37ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

歳出、38ページ、39ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

40ページ、第2表 債務負担行為、集落支援員の人件費。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

41ページ、第3表 地方債補正。中村議員。

○5番（中村絵理君）

ここのところは多分、中学校プールの解体工事の件だったと思うんですが、よろしいですかね。ここの記載のところで進行率10%というふうに書いてあるんですが、この間見に行ってきたら、ほぼ、立て看板がかかっているだけで、私の中で10%がどのぐらいの位置にあるのかというのがよく分からないので、それをひとつ根拠というか、一体どこら辺を10%と呼ぶのか、教えてください。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

中学校のプールの解体工事は今準備を進めておりまして、工事の見えない部分につきましては、現場周辺の方への工事の説明だったり、それから、建設に係る資材とか器具、機器とか、そういうものの手配とか、そういう準備工も含めて今10%というところでございます。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

そうしましたら、今後の工程というか、完了時期というか、大体開始時期とか終了時期とか、あと、いろいろと地権者の方との問題もあったと思うんですけど、そこら辺は今どのように動いているのかを教えてもらってもいいですか。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

地権者の方とは、土地の所有者になりますので、そちらについては解体後に、また来年以降お借りする部分もございますので、そういうところの打合せ等を進めているところでございます。

○議長（末次 明君）

いいですか。中村議員。（「すみません、開始時期と完了時期……」と呼ぶ者あり）立って……（「いや、さっき質問した……」と呼ぶ者あり）さっきのその質問ですね。（「はい。それを教えてください」と呼ぶ者あり）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

開始時期も、今準備工をしていますので、すみません、正確なところをお示ししていないんですけども、恐らく今年中から開始をいたしまして、3月の工期ですので、その工期どおりに行う予定としております。

工事で音が出ますので、調整に関しては教育委員会のほうと一緒に——学校関係ですね、それからまた、地元のほう、それから、通学路にもなっているので、4区の区長等についてもお話をしながら進めているところでございます。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

やっぱりいろいろと工事をするとそういう関係も出てくるので、なるべく周りにお住まいの方とか、いろんな方たちに御了解をいただけるように、トラブルが出ないように、ぜひとも丁寧な御説明と、それから、お願いに上がっていただきたいと思っておりますけど、よろしくをお願いします。回答は結構です。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようでしたら、次に、事項別明細書に入ります。事項別明細書3ページをお開きください。

3ページ、歳入、14款1項1目、国庫支出金。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

4ページ、国庫支出金の2項、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

5ページ、15款、県支出金、1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

6ページ、県支出金、2項、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

7ページ、3項、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

8ページ、16款、財産収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

9 ページ、17款． 寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

10ページ、18款． 繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

11ページ、20款． 諸収入。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

12ページ、21款． 町債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

13ページ、歳出に入ります。

1 款． 議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

14ページ、2 款． 総務費、1 項． 総務管理費。中村議員。

○5 番（中村絵理君）

こちらの財産管理費、5 目の10節． 需用費の修繕料でしたっけ、保健センターの修理がここでしたっけ。——じゃ、そこで、一応修理が終わったようですけども、今後、調子はどういうもんかと。今後、このままでしばらくは使い続けられるのかな、どうなのかな、更新はどうするのかと気になっておるんですけど、そこら辺は今どういうふうにお考えですか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

修繕料につきまして、今回、保健センターと、あと、庁舎の分も、冷温水発生装置の分、修繕を行いましたので、その分も含めたところで予算を計上させていただいているところでございます。

調子につきましては、今、庁舎も保健センターも通常どおりの運転ができているところでございます。今回の夏のトラブルの分で主要な部分のところの修繕は一応終わっていると思っております。そして、今順調に動いております。また、毎月のメンテナンスにつきましても、少し委託業者のほうには注意してから、不具合のようなものが見つければすぐ報告してもらうようにお話をしているところでございますので、当面、順調に様子を見ながら稼働をしていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

ここは要の場所でもありますので、今後、また冬は今暖房が入っておりますけれども、本当に毎回調子を見ながら、メンテナンス業者の方とも連携を取りながらぜひ進めていっていただきたいと。それから、今後、30年近く、27年でしたっけ、経過しておりますので、そろそろ、30年となれば、大体建物といえば大改修あたりに当たると思いますので、そこら辺も含めて、長期計画含めましてぜひよろしくをお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。

○議長（末次 明君）

吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

施設の状況をこまめに見ておきまして、そういった長寿命化のほうを検討していきたいと考えております。

○議長（末次 明君）

同じ14ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

15ページ、1項。総務管理費の7目、8目、9目、10目、13目、15目。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

2款1項7目。交通安全対策費の10節。需用費の修繕料、これは交通安全施設の修繕料ということで当初予算から組まれて、今回9万4,000円ということで小さい額ではあるんですが、これは年度当初からいろんな方からの要望等上がって、随時対応等をしていただいていると思うんですが、額が少ないので、おおよそ今までの要望について対応をされているのか。

まだ残っているような箇所等、細かいところまでは結構ですけれども、対応状況について御説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

ここの分につきましては、警察のほうで横断歩道を要望していた分が今年度中につきますよということで報告を受けましたので、社協前に横断歩道を設置する予定になっております。その横断歩道の部分が、今、既存のガードレールがございますけど、それに影響がありますので、それを切除したりする部分の修繕料になります。それで、現予算の不足する分として9万4,000円を計上させてもらっています。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

6月に通学路の点検を実施されていると思うんですよね。あれから大分たっていますけれども、その点検状況等についてはホームページ等では全く上がっておりません。これは教育学習課のほうにも関連するのかもしれませんが、点検結果について何ら報告が上がってなくて、それについての対応が全く、議会のほうでも議員のほうでも分からない状況になっておりますけれども、その点については——危険箇所があれば、通学路でもありますので、早急に対応しなくちゃいけないと思うんですけど、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

点検結果につきましては、まだ状況調査とかやっていたので、掲載自体ができていない状況ではございます。

通学路点検の分につきましては、例年、次年度の社会資本整備交付金で整備しているところがございます。もちろん緊急箇所があればすぐ対応はするところがございますけど、一応、来年度の社交金で整備したいと考えております。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ですから、細かいところは所管のほうに譲りますが、結局、緊急箇所がなければいいんですけれども、あったかどうかという状況も分からなくて、その予算を計上してやっているのかどうかというところが分かりませんので、具体的にないならない——ないほうがいいに決まっていますけれども、その辺の状況が分かれば御説明ください。

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

緊急箇所ということでございますが、そういった場所につきましては補正予算でも実際対応をしていっているところでございますけど、今回の分については、通学路点検で実施したところについては計上していないところでございます。（発言する者あり）

○議長（末次 明君）

藤田住民課長。

○住民課長（藤田和彦君）

すみません。

緊急性がないというところで判断をいたしましたところでございます。

○議長（末次 明君）

ほか、15ページ、総務管理費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

16ページ、2款．総務費、2項．徴税費、1目、2目。中村議員。

○5番（中村絵理君）

ここの2目の11節．役務費、WEB口座振替受付サービス導入手数料16万5,000円とありますけど、すみません、私、タブレットの調子が悪くて、メモしたのが消えちゃったので、もう一回説明してもらっていいですか。

○議長（末次 明君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

こちらのWEB口座振替受付サービス導入手数料につきましては、現在、徴税等を納付いた

だく場合、口座振替の御希望をされる方は今、紙で申請いただいて、通帳の銀行印を押していただいて申請していただくような流れになっているんですけど、現在、通帳自体を持たなくて、ウェブ口座みたいな、アプリの通帳みたいなものを持っている方は通帳の印鑑さえ登録していない方が多いみたいで、そのために、これをウェブで受け付けて、印鑑などが要らなくて口座振替の申込みができるようにする、このサービスの導入をするための手数料でございます。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○５番（中村絵理君）

それはすごい助かります。私もネットバンキングなので、一回一回水道料金とか、そういったところを引き落とししてもらいたいと思ったら必ず銀行まで行かなきゃいけないので、すごく不便だなと思って、１件、水道料金はそのままほったらかしになっておるんですけど、これが入るととても便利かなとは思いますが、ですけれども、例えば、町民にとってはそういう効果があるんだと、すごい便利になるということですが、初期費用と、それからここは、今はこの手数料で入っておりますけど、年間のランニングコストとか、そういったのはかかるんですか。それは町が持つということになるんでしょうか。

○議長（末次 明君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

こちらが初期費用になりまして、年間の費用というか、１件当たりの手数料が150円程度かかるようになるんですけども、こちらは納税者の方が負担するわけではなくて、基山町が銀行のほうに手数料を払うような形になります。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

17ページ、２款．総務費、３項．戸籍住民基本台帳費、１目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

18ページ、2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

19ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、2目、4目、5目、6目まで。工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

3款1項6目19節、扶助費についてです。障害児通所給付費ですけれども、大前提として非常に重要な支援に係る費用であるということは理解した上でなんですけれども、国の制度ですので、近年の様々な状況から障害児通所給付費が増加しているということは理解しております。この点に関してはやはり町レベルでできる部分ではなくて、国に対して、全国統一的な支援決定のガイドラインみたいなのを策定していただいたり、ある程度厳格化すべき部分もあるんじゃないかと思っています。

町として今後、給付以外、放課後デイサービスであつたりとか児童発達支援による支援、給付以外の、こういった部分以外の支援も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っているところです。特に、グレーゾーンの方であつたりとか、軽度発達障がいのお子さんであつたり、必ずしも通所をしなくても社会の中で育つことができるのではないかなというふうに思っています。なぜなら、療育というのは、私も療育の現場に勤めていますけれども、もちろん専門的なスタッフで計画的に行われていますけれども、基本的には生活場面、生活の中での学びが中心になっていると思います。

町では令和8年から5歳児健診が始まりますけれども、必要な方に必要な支援が届くようにするための大事なスクリーニングになるかと思っています。これによって基本的には4歳児発達検査というのは必要なくなると思いますけれども、村上健康増進課長にお伺いしますが、令和8年度からの事業の展開ですね、5歳児健診、その後の流れと、今、計画準備中だと思いますが、ここの説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

今まさに準備段階で、議員がおっしゃられます今後のケアといいますか、支援に結びつくようなものの検査をさせていただいて、その後、保健指導等で生活の改善とかをできるよう

な保健指導にもしていきたいと思っていますので、今準備をして、またそのための職員のスキルアップ等をさせていただこうと思っているところでございます。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

先ほど課長おっしゃられたように、できるかできないかとか、発達に遅れがあるかないかとか、そこ辺りだけじゃなくて、生活背景であったりとか、家族の中での問題であったり、いろんなことが関与してくると思いますので、そこも全般的に含めて見ていかれるというのがすごく非常に大事だと思います。

例えば、知的に問題はないけれども、多動というか、ADHD傾向のあるお子さんなど、どうしても、検査すれば発達の凸凹があるというか、得意と不得意があるというような形で、診断を勧められて診断を受けてと。診断はつくと思います。ただ、本当に通所とかをして療育が必要なのか、気になる行動があれば療育なのかというところなんですけれども、この辺り、先ほどの答弁も含むと思いますけれども、課長のお考えをお願いいたします。

○議長（末次 明君）

村上健康増進課長。

○健康増進課長（村上妙子君）

私も、療育が必要か必要じゃないかというのもきちんとはつきりできればいいんですが、そこはなかなか難しいですが、本当に必要な方が療育につながるよということ、誰もが、療育にみんな行くのではなくて、本当に必要な人が必要なときにサービスが受けられるような状態にあることがいいと思いますので、そのようなふうになるように、5歳児健康診査、3歳児も含めて全てが、乳幼児健診だったり、保健指導だったり、そういったことがつながるようにこちらも努力していきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

ありがとうございます。おっしゃるとおり、必要な支援を必要なときにということで、本来待てるようなケースも中にはあるんじゃないかと思いますが、結構小学校の高学年になったら落ちついてくるお子さんとかも中にはおられて、早くから診断を受けて療育を受け

ていたら、そのまま療育を続けるような、6年生まで療育施設に通うというようなケースも多々あるんじゃないかと思います。誰でも凸凹はあると思います。私も不得意、得意ございます。早期療育を行って、早期に療育の必要がなくなる、それがもし小学校1年生に上がるまでにそうなれば一番理想かと思いますが、様々今まで4歳児の発達検査とフォローアップ等行ってきて、そうやって早期につながって、早期に療育が終わりましたよというようなケースが実際にあるのか、その辺の分析みたいなものができていれば、それは今までやってきた事業の評価にもなると思うんですけれども、その辺り、何か見えている部分があれば御説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

障害福祉サービスの給付関係で、子ども一人一人の計画を立てて、その間、こういったところの目標を立てていまして、どこに到達できたかというのを随時見て、また次の福祉サービスという形で計画を立てる流れになっております。

議員おっしゃられるように、一定の目標に達すれば、そういった障害福祉サービスを受けなくても通常に生活できる形になるかとは思いますが、今現状としては、やはりなかなか目標にすぐ一定の期間で到達というのは難しい部分もございますし、子どもの成長期でもありますので、この辺は少し時間がかかってその目標に到達するというのが一般的に多い感じではあります。大体今の状況ですと、小学校で利用される放課後等デイサービスが中学校に上がるタイミングで一定の目標に達するという形で収まる形が多いですけれども、ここ最近のトレンドでは、そのまま引き続き中学校まで使われるという方も徐々に増えてきている状況でございますので、この辺の動きは今後も注視していきたいなと思っているところでございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

一般質問の中でも少し触れましたけれども、特別支援学級の在籍のお子さんについて、特別支援でなくても通常で過ごせるお子さんについては卒業ということで、通常学級に戻したり、あるいは通級指導教室のほうに変えたりという指導を行っていますので、幾らか流れが

変わってきているんじゃないかなと思います。

今まで幼稚園、保育園の先生方も、ちょっとでも心配だったら特別支援学級がいいんじゃないですかということでえらく勧められて、運動会とかいうイベントがあるときに不安になるからこの子は心配ですということで、保護者の方も、医療機関に行ったら凸凹があって、やっぱり何らかの診断が出てしまって、特別支援学級にそのまま入ると。なかなか一回入ってしまうと卒級というところができなかったんですけれども、やはり適正な就学というところで結構厳しく見ていて、今回卒級されるお子さんもおられるということで、若干変わってくるんじゃないかなとは思っております。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

1点だけ伺います。戸井課長が協議会の説明の中で、当初予算ではなかなか予算が組めないと言われました。そして、今回は補正でその分を組んで、年間通してすれば事業に影響がないようになっていきますけれども、来年度の当初予算でどのように組んでいくのかという中身なんですね。これは、今回の補正した金額をトータルすれば、約8億8,000万円、そのくらいになりますね。そうすると、そのうちの例えば3分の2を当初予算で組んで、あと3分の1はまたこういう補正でやりますよとか、何かそういうふうな方針があれば教えてください。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらの予算組みの話でございますが、令和8年度の当初予算でございますので、今後、担当課から財政課長の査定なり町長査定なりという形で形ができていきますので、現時点で何か確定的なことはございませんけれども、見込みとしては、おおよそ昨年と同様の形で、最初から見込んだ額満額を当初予算で組み込むというのは難しいかなと思っております。どれくらい見込むかというのは、この辺の予算バランスが、町全体の予算の中でどれくらい当初の部分でこの障害福祉サービス費のところに充てれるかというところの兼ね合いもありますので、そこは慎重にバランスを取りながらという形にはなるかと思います。

昨年から町長査定等でもいろいろ議論をさせていただいて、ある程度当初予算で予算組み

を多く組ませていただいておりますので、今回、12月まで、補正予算までもつことができました。これが9月補正予算で以前予算補正させていただいたときもございますけれども、そうなりますと、残り半年間先を見込んだ予算という形で、必要以上の予算が必要になる場合もございますし、見通しが非常に難しくなる。そういったところも含めまして、なるべく12月まで見込みが立てるぐらいの額は当初で組めることができればいいなということで考えておるところでございます。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

20ページ、3款．民生費、2項．児童福祉費の1目、2目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

21ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目、3目。水田議員。

○2番（水田志保君）

この3目12節の委託料のところですよ。追加資料の4ページになりますが、今までも火葬場の老朽化の話は出ていたかと思います。修理をしながら対応なさっていたかと思います。

今後の運営の調査委託ということでございますが、一応書いてはありますが、どういったことを調査していくのか、もう少し詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

こちらの火葬場運営検討調査業務ということで、追加議案資料の4ページのほうに資料を提出させていただいておりますけれども、議会のほうからもいろいろ御質問をいただいております火葬場の件、その分で、今後どういった形で運営をしていくのか、建て替えをするか——当面は長寿命化でということで今までもお答えしておりますけれども、その後、建て替えをする場合に、現地で建て替えをするのか、別の場所に建て替えをするのか、または共同運営のほうにするのかというところで、そういった部分、現状の課題ですとか周辺自治体の状況、それから、先ほど申しました3つの案に対してどういった形でやるのかという比較

検討、そういった部分を今回調査していただくように予定をしております。

○議長（末次 明君）

水田議員。

○2番（水田志保君）

それでは、調査をしていただいて、その後の報告というのはいつぐらいになりますでしょうか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

今回、補正予算のほうを御可決いただいた後、早急に委託業務の業者選定のほうに移ってまいりますので、その中で実施期間の部分が確定してまいりますけれども、そういったところで検討調査のほうをしていただいて、その後にまとまりましたらまた議会のほうに報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

同じところで、今あまり具体的に今後のスケジュールというのはまだ分からないですかね、多分。そういうことになるのかなというふうに思うんですけれども、ここでお尋ねしたいのは、今回の調査では、「現地建替え」「新規用地での建替え」、あと、「共同運営など」と書いてありますけど、まず、この共同運営とはどういうふうなことをお考えなのか、広域というのも含まれるんでしょうか。まず、そこのところお願いします。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

共同運営ということに関してですけれども、こちらについては他自治体と共同で行うということになりますので、そういった単独ではなく、他自治体との共同運営というような形になります。（「広域と考えていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

他自治体との共同ということになりますので、言い換えれば広域でというような形にはなるかと思います。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

多分、「共同運営など」と書いてあったので、もしかしてとは思ったんですが、もう一個、この3つ、もしくは4つの案を同じ条件で比較検討をされようとしているのか、それとも、あらかじめ特定の案に重きを置いた調査なのか、それはどうですか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

先ほど申しました3つ、現地建て替えか、現地以外の建て替えか、共同運営、広域利用というところで、それぞれ一長一短あると思いますので、それぞれがどういった状況であるか、そこを比較検討してやってまいりますので、初めからどこということではなく、3つの案の比較検討というような形で調査を行いたいと思っております。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

では、そういう3つ、もしくは4つを同じように比較検討して調査をしたいということですね。

あわせて、先ほど水田議員が質問なさった中で、具体的な項目は分かったんですけれども、もう一回お尋ねしますけれども、これを取りあえずすぐ業者のほうに回して調査をしてもらうと。まとまったら議会に報告をするというふうにおっしゃっていますが、これは大体いつぐらいになりそうですか。

○議長（末次 明君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上克哉君）

これが12月の予算補正で可決ということになりますので、議会終了後に業者選定のほうに

動いてまいりますけれども、期間として、残り年度内の期間も短うございますので、その中でできるのか、もう少し長くなるのかというところは今後の業者選定の中での話合いになりますので、なるべく調査結果が出ましたら報告はさせていただきたいと思っておりますけれども、今の時点で具体的にいつ頃というところまで明確なところが出ているわけではございません。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようでしたら、22ページ、4款、衛生費、2項、清掃費、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

23ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、3目、5目。重松議員。

○10番（重松一徳君）

今回、これは新規事業という形になるんでしょうか、さが園芸888整備支援事業費補助。これは山口知事が施策として888の運動を提案したんですね。888億円、佐賀県の農業で新たに稼いでいきたいと思いますというふうな旗印といいましょうか、目標を上げてしたときに、私、これは基山町議会に、佐賀県が提唱している888運動は何か利用できるのはありますかと、3年前、4年前でしょうか、聞いたときには、これは大規模農家が取り組む、例えばハウスで園芸したりとか、畜産関係もあったでしょうか。大規模にする農家ですから、基山町にはこれは適用しないといいましょうか、いうふうな形で今までしていなかったんですね。今回初めてすると。これが佐賀県が言っている大規模農家の受入れの支援といいましょうか、これに当てはまるのかなと。特に、新規就農含めてから行いますよという中身ですけれども、県との打合せといいましょうか、これは県からの補助事業にもなりますからね、県と十分打合せされてしているんでしょうけれども、経営形態で問題ないのか。どのような経営方針でやるのかは私も分かりませんが、県との打合せではどのような形でされていますか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

今回の事業につきましては、議員おっしゃるとおり、園芸888ということで、888億円を目

指すという県の事業の一環でやるものでございます。

県との打合せにつきましては、この分についてはもともと、佐賀県に要望を上げて、事業者関係と打合せをした上で事業採択という形になっておりますので、事業要件等は満たすものというふうに考えてございますし、以前、大型の事業が基本的にはということでこちらのほうから答弁があったということですが、認識として、園芸の産出額が倍増するような事業であれば基本的にはメニューの該当になるかなというふうに思っております。特に、この中古ビニールハウスの事業は最近新たに付け加えられたものでして、今現在の資材を有効に活用して、その上で産出額を上げていくというような形になっておりますので、まさしく今回の事業に特に該当するので、こちらとしても佐賀県と一緒に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

関連のお尋ねですけど、今回新規事業で、一応完成年度が令和7年度ということで、多分この事業を上げられたということはそれなりの事業者がいらっしゃるんじゃないかと思いますが、これは何か条件等はあるんですか。新規であれ、新しく起業されたとか、ずっと長いことそういう農業に携われたとか、そこら辺の説明をいただいて、これから先もこういう事業——この事業に限らず、今回新たに付け加えられたものとはおっしゃいましたから、この事業自体にこれからもやっぱり担当課としては提案していかれるほうがいいのかと思いますけど、そこら辺の状況をお尋ねいたします。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

今回の事業につきましては、該当事業者がいらっしやいまして、その要望に合わせて新たに新規事業として計上したものでございます。この事業については、今回の中古ハウスの事業以外にも本来かなり数が多く、新規就農者向けであったり、経営革新を図って、今やっている事業を、あと1億円売上げを倍増させるような事業であったり、かなりメニューがあって、そのうち今回該当するこの事業を上げております。

今後、新規就農者であったり、町内の新規参入の園芸事業者であったり、そういった方が

該当するような事業があれば、もちろん町としては支援をしていきたいと思っておりますし、今回も、佐賀県のこの事業をやるには市町の支援もしなくちゃやりませんよというような要件がついておりますので、そういったところもあって、今回、基山町も、もちろん単独の費用も出しますし、つけられた条件以上にもできれば支援して、こういった園芸事業についても推進していきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○８番（大久保由美子君）

いろいろ農業者に対する補助メニューというのはあると思いますけど、いろいろあるからこそ、こういう事業もまた新規で出てくると、その説明をきちんと農業者にお知らせする必要があるかなと思いますけど、そこら辺はどのようにして伝えていらっしゃるんですか。この事業に限らずですね。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

確かにそういったところが少し難しいかなということも思っております。各生産組合長の代表者会であったり、農業委員会の総会の中でも新たな事業についてはある程度周知はしていただいております。特に、５月と２月に通常よく開催しています生産組合向けの全体説明会、皆さんお集まりいただく会議等において、さわりはやはり説明させていただくんですけど、なかなかメニューがすごく多くてどれが該当するか分からないというところが正直な気持ちですし、私たちもそれを全て伝え切れていないというのは思っておりますので、なるべく今後も簡単に、どういうときには相談くださいというような形を取るしかないんですけども、大体何かの会議になったら、県、国の事業は８月ぐらいが要望の期間になっているので、それまでに一度御相談くださいとかいうようなお声かけはさせていただいておりますけれども、町の事業も含めて簡単な事業については整理して、簡単なハンドブックじゃないですけど、そういった形で周知を今後心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

大久保議員。

○８番（大久保由美子君）

今回、集落支援員が令和８年４月からね。そこら辺での連携というのはできないんでしょうか。

○議長（末次 明君）

大石農林課長。

○農林課長（大石 顕君）

おっしゃるとおり、そういったところ、特に中山間の集落であったり、高齢者が多いところというのはなかなか周知が難しいというふうに考えておりますので、集落支援員の方にはそういった形で周知のほうも一緒に協力していただきたいというふうに考えております。

○議長（末次 明君）

23ページ、農業費、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

24ページ、6款2項の林業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

25ページ、7款、商工費、1項、商工費、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

26ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

27ページ、8款、2項、道路橋梁費、1目、2目。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

28ページ、8款3項、都市計画費、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

29ページ、8款5項、住宅費の1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

30ページ、9款1項。消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

31ページ、10款。教育費、1項。教育総務費の2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

32ページ、10款2項。小学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

33ページ、10款。教育費、3項。中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

34ページ、10款4項。社会教育費、1目、3目、4目、5目。中村議員。

○5番（中村絵理君）

34ページの3目。文化財保護費、こちらの報酬の歴史まちづくり推進協議会委員報酬ということで4万円が組まれております。このことに関しましてお尋ねをしたいことがあります。

私はこの間、この歴史まちづくり推進協議会の会議に傍聴で出席をしまして、会議を傍聴させていただいております。このときにいろいろな資料が、パブリックコメントとか、住民説明会の回答の資料とか、そういうのも添付されて、協議会の委員の方々には1週間前に手渡しをされたというふうに伺っております。その中で、実は私もパブリックコメントは出したんですけれども、その中でお尋ねしたいのが、まず、パブリックコメントの扱いは本当に適切だったのかということで、パブリックコメントは出てきたのが9件だけ。しかも、提出者、これは私、提出したんですね。問題点を出して提案を書いたんですけれども、パブリックコメントの回答の中には、問題点は一つも書かれずに、提案ということだけへの回答が掲載されておりました。私としては、この問題点がなければその後の提案というものがつながっていないと思って出したんですけれども。だから、その提案に関しての回答だけ——住民説明会を土日とか祝日とかにやってもらえませんかということも書きましたけれども、平日のお昼と夕方にやっているのではありませんとか、そんな回答がいっぱい来ております。だか

ら、本当にこれは、私としては、こういった問題点も含めて協議会の委員の先生方に出されているのかというところが非常に疑問でございます。

ましてや、10月22日月曜日、住民説明会がありましたけれども、午前中には議員2名を含む8名、夕方には議員と区長1名ずつを含む5名、要は13名だけの住民説明会であったと。この住民説明会をやると言っているインフォメーション、これは確かにこの「広報きやま」の10月号には載っております。（現物を示す）10月号に載っている、真ん中のほうに「基山町ガイダンスセンター建設基本構想（案）に関するパブリックコメント（意見募集）及び住民説明会を実施します」ということで書いてありますけれども、ほぼ、ここまでを注視して読む人がどれだけいるんだろうかと。これを10月1日に配られるんですね、大体。でも、組合によっては1週間遅れとか、そういうことでやってくることも珍しくないんです。だから、1日に出したとしても10月7日とか、下手するともうちょっと遅かったりするんですよ。だから、ここまでここに興味を持って——まず、基本構想（案）すら出ていなかったわけですから、それだけ注視する人がいたのかということと、あと、基山町のホームページに、22日月曜日ですけれども、その2日間前。土日挟まりましたね。その前の金曜日の多分夕方ぐらいにホームページにちょろっと載ったんですよ。

一番皆さん私のところに言ってきたのは、私もそうですけど、ずっとLINEを気にしとったんですね。LINEでいつやるかと。必ずいろんなものはLINEでいっぱいやってきます。けれども、この住民説明会に関してはLINEにアップされていないんですよ。ということは、本当にこれだけの、要は、周知をとことんやって住民がこれだけ来たのかということと、住民の理解を得たと、これを言える根拠をまず教えてほしい。

それからもう一つ、不十分な内容で、これをこのまま協議会に、要は私たちが出した原文ですよ、原文も含めて、それから、こういう周知はあまりされていないと思いますけど、こういった状況も含めて協議会の委員の方々に提出はされましたか。そのところお聞きしたい。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

パブリックコメント、議会、全員協議会のほうでも御説明させていただいた内容のものでございますけれども、これにつきましては10月1日号の広報に載せさせていただいております。

す。今、議員おっしゃっていただいたように、住民説明会も入れて広報のほうで御周知させていただいておりますけれども、ホームページのほうも載せているというところでございますけれども、直前で再度確認しましたところ、そちらの住民説明会のほうがホームページで抜けておりましたので、そこについては急ぎホームページに追加でアップをさせていただいておりました。そのときの手続の関係で、LINEのほうに接続するのを、ミスがありましたけれども、その分については申し訳ないと思いますけれども、まちづくり基本条例にあります手続としましては2週間前までの周知となっておりますので、手続上は問題なかったというふうに考えているところでございます。

また、協議会のほうにも説明は毎行っておりまして、前回のときの協議会の中ではこの基本構想（案）の話をさせていただきまして、そのときにも、場所としては中央公園が望ましいのでそのまま進めてくださいという御理解もいただいて進めているところでございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

補足ですけれども、確かにLINEには載せませんでしたけれども、新着には載せておりましたので、LINEについても連動するように今後検討したいと思います。

パブリックコメントについては原文どおり基本的には載せているんですけれども、中村議員から出された分については、最初の分は、問題がありますということで羅列されていた分についてはその後の要求事項のところにはほぼ含まれていると思いましたので、それで答えているところです。中村議員が書いてある、まちづくり基本条例の第7条、第8条に違反しているとか、そういったことは一切ございませんので、きちんと手順に沿って、条例に従って進めたところでございます。

○議長（末次 明君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

それはお互いの解釈の違いだからですね。だけれども、私はここの事実を、ちゃんと説明会にこういう情報は流れてこなかったとか——説明会開催のときにね、前とか。そういうことは全部書いたはずです。皆さんこれを読むわけですから、それは問題点を読んだ上での提案。それはそちらが勝手にその部分だけ消してしまったと言われてもおかしくない私

は思っています。だから、そういうところも含めてしっかりと……（「おかしい、おかしくない」と呼ぶ者あり）おかしくないと町長は言っていますが、私はおかしいと思います。

ですので、そこら辺も含めて本当に、会議を聞いて私は思ったんですけど、協議会の委員の中でもおっしゃいましたよね、なんとなくいろいろと、だから今後、丁寧な説明を続けていけば町の方も理解してくれると思いますとか。それから、補助金がつかなかったらやらないんですかというのをすごく佐賀県の方も気にしていちゃった。それについてはどうですかと言っても曖昧なお答えにしか私は聞こえなかったんですけども、最終的に、やっぱり丁寧な説明をしていけば町の方々も理解してくれると思いますと、そういう回答で終わるとるんですよ。だから、協議会の方も微妙に、本当に納得していろんな報告書が出てきてやっているかというのが私はあんまりよく分からないんですね。これに対して、こういうような状況でこの物事を、説明会にしても、結局、説明会の回答も自分たちに有利なように持っていくようにしか思えなくなっちゃうんですよ、こっちは。そういうところをどういうふうに認識していっちゃうのかどうなのか、お尋ねしたいんですけど。

○議長（末次 明君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上信治君）

協議会の中でお話がありましたのは、意見をいただいた中に、補助金がなくてもやるんですかという質問に対して、補助金がなければ少し遅れるかもしれませんがというような形の回答をしております。これについては、この質問をされた方の趣旨としては、町がどうしても造りたいというお気持ちをもっと前面に出なかったからじゃないでしょうかということで、そのお気持ちをお聞かせくださいということで私のほうにまたお話をされまして、そして、私のほうから、どうしても、国の特別史跡、基肄城を基山町が持っているこのすばらしい歴史を町民の方に伝えて、そして、基山町の宝として、町民全体、皆さんがプライドを持って誇りに思っていくようなまちづくりをしたい、そういうふうな施設にしたいですということを会の中ではお話しさせていただいたところでございます。

○議長（末次 明君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

中村議員が、補助金が無かったらということで課長が回答した分については、県のほうか

らも、町としてぜひ造りたいという思いを少しアピールすべきじゃなかったですかというふうな御助言をいただいたところです。

あと、丁寧に説明していくというところについては、まだまだ町の方でなぜこのガイダンスセンターが要るか十分納得できていない方についても、この趣旨を伝えればきっと伝わるので、そういった意味で、きちんとした周知徹底を行っていくことが大事ですねというふうな御意見だったと私は思っています。

それから、住民説明会が非常に少なかった、LINEで来なかった、LINEを待っていたのにと
いうふうな方については、中村議員が言いに来られましたので、ぜひそういう方については
教育委員会のほうに聞きに来られたら丁寧に説明しますよということでお答えしましたので、
待っていましたが、その方については来られていないというふうに認識しております。

○議長（末次 明君）

ほか、34ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

35ページ、10款 5 項、保健体育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

36ページ、13款、諸支出金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

37ページ、13款 2 項、諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

14款 1 項、予備費、38ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

39ページから、給与費明細書。43ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第61号に対する質疑を終結します。

日程第17 議案第62号

○議長（末次 明君）

日程第17. 議案第62号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の42ページをお開きください。42ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

43ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

44ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

次に、事項別明細書に入ります。国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算の事項別明細書を御準備をお願いします。

3ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

4ページ、7款. 繰入金、1項。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

5ページ、歳出に入ります。

1款. 総務費、1項. 総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

6ページ、3款1項1目。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

今資料をお送りしましたが、資料の68ページ、基山町の国保療養給付費の年度別比較表

ですね。7月から8月にかけて本年度は下がっているんですけども、この後の経過を少し、細かい数字がなければ結構ですけど、おおよそどういう形で今推移しているかというのが分かれば御説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

国保の療養給付費の推移につきましてでございます。今、松石健児議員言われたように、8月まで下がっておりましたが、9月でほんと上がった形になっております。中身のほう分析を行っておりますけど、今回、9月のところで高額——これまでは高額といって、700万円とか800万円とかすごい高額のところがあったんですけど、今回の9月に関しましては、100万円、200万円レベルの高額の部分がすごく伸びておりまして、その件数がこの押し上げにつながっているというところでございます。これまでの推移のところでは、今申しましたように700万円、800万円だったんですけども、今回の高額の200万円のところは、例えば、パーキンソン病であったりとか、心臓系の疾患の持続性心房細動、あとは発作性心房細動とか、そういった200万円レベルの疾患が重なって、今回の9月分を押し上げたというものでございます。

この形は今まではあんまりなかったもので、今後の注視が必要なんですけれども、これまでも御説明はしておりましたけれども、糖尿病を起因したものであったりとか高血圧を起因するもの、そういったところについては日頃からの改善で重症化を防ぐことが可能かなと思っておりますので、そういったところが伸びないような形で今後の取組が必要かなと思っておりますのでございます。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

まだこれは先々は分からないところはあるかもしれませんが、この流れでいくと少し上がっていきそうな——年々1人当たりの医療費は上がっているんですが、だんだん極端に上がってくるんじゃないかなというようにところも危惧しております。一つは集団健診等での後日の特別観察というのか、追跡して、何かしら健康診断で問題があるところをいろいろ手厚く指導等していただいていると思います。そういう効果がぜひここにも現れてくれれば

というふうには——大変なことだと思いますけれども、医療費を抑えていく意味でも、今やられて非常に効果的ですので、この辺とにらみ合わせながら対策を取っていただければと思います。出ていく分はこれはしょうがないというか、なかなか防ぎようがないところでもあるかもしれませんが、唯一今、町のほうで対応しているところというところ、そういう特別調査というか、健康状態の経過の観察というところがあるかと思いますが、ぜひ今後とも対応をよろしくお願いいたします。

○議長（末次 明君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

おっしゃいますように、そういった取組が医療費の抑制につながりますので、これまでも基山町としては特定健診の受診率向上に努めていまして、県内でも上位の受診率。保健指導の実施率も上がっております。こういったのをきっかけに、住民自身が自分の健康状態を知るきっかけはできておると思いますので、ここは引き続き今後も力を入れていくべきかと思っています。

あと、調剤、薬剤関係の費用が上がったりとか、全体的にやはり基山町の取組でどうにもならない部分はどうしてもありますので、この辺の国保の財政状況にもらみながら、また、国保については県統一化も控えておりますので、この辺も十分長期的な視点で、先を見据えながら対策のほうを考えていきたいと思っております。

○議長（末次 明君）

6 ページ、医療給付費分、ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

7 ページ、7 款 1 項、基金積立金、1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

8 ページ、10 款 1 項 1 目、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

9 ページ以下、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第62号に対する質疑を終結します。

日程第18 議案第63号

○議長（末次 明君）

日程第18. 議案第63号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の45ページをお開きください。45ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

46ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

47ページ、第1表 債務負担行為。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

説明書のほうの1ページ、令和7年度基山町下水道事業会計予算実施計画兼事項別明細書
の収益的収入及び支出の収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

2ページ。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

2ページの一番最後のところの過年度損益修正益、説明の中で徴収漏れというふうにおっ
しゃったんですよ。要するに、未納——未納とはちょっと違うのかな、漏れだったらと思っ
て、どういうことでしょうか、お尋ねします。

○議長（末次 明君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

以前、全員協議会の中で御説明をいたしておりました東部水道企業団による徴収漏れの分について、今回予算のほうに計上させていただいたものでございます。そのうち過年度分についてのみ、今回予算の計上をさせていただいております。

○議長（末次 明君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

3 ページ、支出、4 ページ、5 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

6 ページ、資本的収入及び支出の収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

7 ページ、支出。8 ページ。重松議員。

○10番（重松一徳君）

7 ページですね。下水道整備費の報償費で94万4,000円が一括納付されたと。今、新しい団地等ができて、新しい住宅が下水道に接続されているというふうに思います。その中で一括納入された部分が支出として出てくると。収入は結局、接続した部分で、宅地面積の平米当たり450円が入ってくると。そして、一括納付されればこれが出てきますけれども、接続された世帯と一括納付された世帯について説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

今、重松議員が言われた開発投入の分については、受益者負担金のほうはいただいております。開発の中で造っていただいて、その分差し引くような形ですので、ここには入っておりません。今回上げさせていただいたのは、昨年度、供用開始区域のほうを広げました。その関係で、隣接している事業者のほうで1つ接続をしたいということでお申出がございましたので、そこがおよそ1,000万円ぐらいの受益者負担金、先ほどの負担金のほうにも絡んできますけれども、そこでありましたので、そこが一括で納付されたということで今回上げさ

せていただいている分、その１件分が大きな分でございます。

○議長（末次 明君）

重松議員。

○10番（重松一徳君）

私よく理解できなかったんですけども、例えば、団地開発した部分、そこは一括してしているんだと。ですから、個別の接続費については基山町のほうには入っていないと。

（「受益者負担金です」と呼ぶ者あり）受益者負担金が入っていないという形ですね。その受益者の方は開発のときの宅地の購入とか家購入に入って、開発業者全体が基山町と契約を結ぶという形になっているんですか。もう一回説明をお願いします。

○議長（末次 明君）

今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

開発した時点では当然土地の購入を住民はされておりませんので、開発業者のほうが公共ますまで造って、帰属という形で基山町が開発の中でいただいているという形になります。

○議長（末次 明君）

ほかございませんか。８ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

９ページ、予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

10ページ、給与費明細書。11ページ、12ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

13ページ、予定損益計算書。14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

15ページ、予定貸借対照表、資産の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

16ページ、負債の部。17ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

18ページ、資本の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第63号に対する質疑を終結します。

日程第19 議案第64号

○議長（末次 明君）

日程第19. 議案第64号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第7号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

追加議案書の1ページをお開きください。令和7年度一般会計補正予算（第7号）、ありませんか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

資料の分を出していただきたいと思いますが。

選考の理由と書いて、私はこの町民栄誉賞そのものに反対するわけでもありませんし、どぶろっくについては私もよく見ますので、大変ファンでもあるんですけども、この国民栄誉賞を選定する……

○議長（末次 明君）

町民栄誉賞。

○10番（重松一徳君）

すみません、町民栄誉賞を選定する規約がありますね。その規約に基づいてされたんだろうというふうに思いますので、その規約に基づいてどのようにされたのかというところの説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

基山町町民栄誉賞表彰規則というものがございますので、それに基づきまして、副町長、

教育長、あと、課長5名で選考委員会を開催いたしまして、これまでのどぶろっくの活躍と
いいですか、功績をベースに、今回、日本テレビの番組で県民スター栄誉賞ということで佐
賀県で1位を取られた、そういった功績を考慮しまして、資料でいくと一番最後の2行です
けれども、「基山町町民に夢と希望を与え、町のイメージアップに寄与し」云々ということ
で、町民栄誉賞の受賞者に決定をさせていただいたところでございます。

○議長（末次 明君）

いいでしょうか。重松議員。

○10番（重松一徳君）

私も今、この規則を例規集から出して見ているんですけども、私も覚えているのは平成
12年の中尾さんでしたか、歌会始に2年連続出場して、それで多分、それが私は初めてかな
と思っていたんですけども、この規則は平成11年につくられたみたいになっております。
過去の部分でずっと説明を受けたんですけども、平成11年のときにつくられて、中尾さん
が受賞する前は誰もいなかったのかというふうに、私は分かりませんが、この辺につ
いてもう一回説明をお願いいたします。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

私も残っている記録を確認しましたが、平成12年2月に今おっしゃられている中尾
さんに差し上げたのが、平成12年2月21日が表彰式ということで記録が残っておりますので、
これが第1号だと思います。

○議長（末次 明君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

1点だけ伺います。さっきも少し話ありましたが、これまで知っている限りでは3
名の方、中尾さん、原さん、それから、濱口さん、この3名の方が受賞されている。いずれ
もこの3名の方は本名で名前が挙がっております。今回、受賞者名がどぶろっくというグ
ループ名になっております。町民栄誉賞、町民ということになっておりますが、受賞者はど
ぶろっくになるのでしょうか、それとも、どぶろっくの森慎太郎氏と江口直人氏、このお二
人のお名前で栄誉賞を差し上げるのか、その辺、これを見ると受賞者名がどぶろっくになっ

ていますので、確認だけです。

○議長（末次 明君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

コンビ名、どぶろっくが受賞者になります。

○議長（末次 明君）

いいでしょうか。

ほかありませんか。天本勉議員。

○6番（天本 勉君）

1点だけ確認です。施行規則を見ますと、第4条ですか、「記念品料額は、300,000円相当」と書いてありますけど、名誉町民……（発言する者あり）これは違うか。名誉やけん違うとか。すみません。結構です。

○議長（末次 明君）

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

あとないようでしたら、事項別明細書に入ります。

事項別明細書の1ページ目をお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

2ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

3ページ、予備費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、議案第64号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結しました。

日程第20 委員会付託

○議長（末次 明君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（末次 明君）

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時42分 散会～